

アメリカ：カリフォルニア州におけるトランスジェンダー等の者の性別変更と氏名変更のための法的手続

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 中川 かおり

目 次

はじめに

I 性別変更及び氏名変更の対象となる公的文書

- 1 州発行の出生証明書
- 2 州発行の婚姻許可証及び婚姻証明書
- 3 郡発行の秘密婚姻許可証及び秘密婚姻証明書

II 性別変更に必要な裁判所と州登録官の手続

- 1 裁判所への申立て—成人及び未成年者の手続—
- 2 州登録官への申立て—成人の手続—

III 氏名変更に必要な裁判所の手続

- 1 成人と未成年者に共通の手続
- 2 未成年者のみに求められる手続

IV 性別変更と氏名変更を一度に行うための裁判所への申立て

- 1 成人と未成年者に共通の手続
- 2 未成年者のみの特例—申立書の非公開—

おわりに

翻訳：カリフォルニア州保健安全法（抄）

カリフォルニア州民事訴訟法（抄）

キーワード：トランスジェンダー、ノンバイナリー、性自認、身分証明書、出生証明書、婚姻許可証、婚姻証明書、秘密婚姻許可証、秘密婚姻証明書

要 旨

トランスジェンダー等の者が、意に沿わない性別・氏名に苦痛を感じたり、憎悪犯罪等の対象とされたりすることなく、就労、居住、子の入学等の生活全般をスムーズに行うためには、性自認に合致する性別変更及び氏名変更を法律で認めることが重要である。これについて先駆的な取組を行うカリフォルニア州について、性別変更及び氏名変更の対象となる公的文書の概要を示した上で(第I章)、性別変更に必要な裁判所と州登録官の手続(第II章)、氏名変更に必要な裁判所の手続(第III章)、性別変更と氏名変更を一度に行うための裁判所への申立て(第IV章)を紹介する。

はじめに

アメリカで、出生時の性別(生物学的・身体的な性別)と性自認⁽¹⁾が異なるトランスジェンダー等の者⁽²⁾が、出生証明書、婚姻許可証等(後述第I章)において、性別と氏名を性自認と合致させることを望む理由は、主に2つある⁽³⁾。1つ目は、本人の意にそぐわない性別・氏名は苦痛であるためである。2つ目は、憎悪犯罪、職場におけるハラスメント等を回避するためである。そこで、トランスジェンダー等の者に、性自認に合致する性別及び氏名への変更を法律により認め、それに沿って新たな出生証明書や身分証明書を発行することが重要となる。

連邦制を採用するアメリカにおいて、性別変更及び氏名変更は、主として州が所管する事項とされる。本稿では、トランスジェンダー等の性別変更及び氏名変更において、先駆的な取組を進めてきたカリフォルニア州の法的手続を紹介する。あわせて、当該手続を規定する保健安全法及び民事訴訟法の抄訳を行った。

I 性別変更及び氏名変更の対象となる公的文書

カリフォルニア州で、性別変更及び氏名変更の対象となり得る公的文書は、出生証明書、婚姻許可証、婚姻証明書、秘密婚姻許可証及び秘密婚姻証明書である。次に、それぞれの記載事

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年8月13日である。

- (1) 出生時に割り当てられた性別に関わらない、自身の認識する性別を指す。
- (2) カリフォルニア州議会によれば、トランスジェンダーとは、出生時の性別と性自認が異なる者の総称(umbrella term)とされる。トランスジェンダーの者の中には、性別を肯定する(gender affirming)手術やホルモン治療を受け、身体を別の性別に移行させる者もいれば、これを選択しない者もいる。トランスジェンダーの者は、女性、男性又はノンバイナリーのいずれをも自認する可能性があり、インターセックス(性分化疾患。外性器、内性器、染色体等が、典型的な男性・女性の概念を超越した、自然な身体的変異を表す。)の形質を持って生まれてきたか否か、性別中立的な代名詞を使うか否か、アジェンダー(agender)、ジェンダークィア(genderqueer)等の性別を表現する具体的な用語を使うか否かにより左右されることはないとされる。2017年の法律(SB179, Chapter 853 of 2017 Statutes)第2条c項、e項。
- (3) “Transgender? How to Change Your Legal Name and Gender Marker on Vital Records.” The American College of Trust and Estate Counsel website <<https://www.actec.org/resource-center/video/transgender-how-to-change-your-legal-name-and-gender-marker-on-vital-records/>>

項、性自認に合わせる際の変更箇所、文書の利用目的を示す。

1 州発行の出生証明書

出生証明書には、出生者の氏名、性別、出生日、出生した病院名とその住所、出生者の父母の氏名、当該父母と出生者との続柄等が記載される⁽⁴⁾。出生者（法文でいう「申立人」）の性別、氏名に変更があると、性別欄、氏名欄が変わるため、当該出生者の新しい出生証明書の作成が必要となる。また、出生者の父又は母（「申立人」）の性別、氏名に変更があると、当該出生者と父又は母との続柄欄、当該の父又は母の氏名欄が変わるため、当該出生者（法文でいう「申立人の子」）の新しい出生証明書の作成が必要となる。

当該出生証明書は、①身分証明書を申請する際の年齢確認のため、②有権者登録等の際の国籍確認のため、③銀行口座開設の際の身元確認のため、④親権の証明のため等、様々な用途に用いられる⁽⁵⁾。

2 州発行の婚姻許可証及び婚姻証明書

婚姻の事実を公開にする通常の場合には、州発行の婚姻許可証⁽⁶⁾及び婚姻証明書⁽⁷⁾（以下「婚姻許可証等」）において、婚姻する両者について「新郎」若しくは「新婦」の欄にチェックし、又はいずれの欄にもチェックを未記入とした上で、それぞれの氏名、出生日、出生した州又は国（外国の場合）、過去の婚姻の状況（死別、離婚等）、住所、父母の氏名等が記載される⁽⁸⁾。婚姻の当事者（「申立人」）に性別、氏名の変更があると、チェック欄、氏名欄が変わるので、新しい婚姻許可証等の作成が必要となる。

3 郡発行の秘密婚姻許可証及び秘密婚姻証明書

婚姻の事実を秘密にする場合には、郡発行の秘密婚姻許可証⁽⁹⁾及び秘密婚姻証明書⁽¹⁰⁾（以

(4) “Form VS 108 rev.1/16,” Effective June 18, 2022. California Department of Public Health website <<https://www.cdph.ca.gov/CDPH%20Document%20Library/ControlledForms/VS108Sample.pdf>>

(5) “Vital Records and Vital Statistics in the United States: Uses, Users, Systems, and Sources of Revenue,” January 10, 2018, pp.9-11. National Committee on Vital and Health Statistics website <https://ncvhs.hhs.gov/wp-content/uploads/2018/01/NCVHS_Vital_Records_Uses_Costs_Feb_23_2018-1.pdf> 運転免許証、社会保障記録（公的年金受給の基礎となる記録）、パスポートの氏名変更には、出生証明書等の氏名変更が要件とされる。“AB223, Chapter 221 of 2023 Statutes, 03/10/23- Assembly Committee on Judiciary,” p.4. California Legislative Information website <https://leginfo.ca.gov/faces/billAnalysisClient.xhtml?bill_id=202320240AB223#>

(6) 婚姻障害事由がなく、挙式を許可する旨の、州当局が挙式前に発行する書面。尾島明「英米法研究（第71回）同性婚を認めない州法の規定と合衆国憲法—合衆国最高裁2015年6月26日判決—Obergefell v. Hodges, 576 U.S. 135S. Ct. 2584 (2015)—」『法律のひろば』69巻3号, 2016.3, p.55. 挙式において、これから婚姻する2名、挙式の主催者1名に、証人1名又は2名が立ち会い、これらの全ての者が婚姻許可証に署名する。手数料を支払ういかなる者も、婚姻許可証の認証謄本（certified copy）を取得することができる。“What is the difference between a confidential and a public marriage license?” Office of Mark Church, Accessor-County Clerk-Recorder & Chief Elections Officer website <<https://smcacre.gov/county-clerk-recorder/what-difference-between-confidential-and-public-marriage-license>> 認証謄本とは、公的性質を有する文書、登録簿等を保管している機関によって、それが原本の真正な謄本である旨の確証がなされ、かつ、その署名がある謄本をいう。田中英夫ほか編『英米法辞典』東京大学出版会, 1991, p.133.

(7) 挙式における婚姻許可証への署名（前掲注(6)参照）を受け、州当局が挙式後に発行する証明書。婚姻証明書の認証謄本も、婚姻許可証と同様に、いかなる者も取得することができる。ibid.

(8) “Form VS 122 rev.1/09,” Effective June 18, 2022, p.2. California Department of Public Health website <<https://www.cdph.ca.gov/CDPH%20Document%20Library/ControlledForms/VS122Sample.pdf>>

下「秘密婚姻許可証等」において、婚姻をする両者について2と同様の事項が記載される⁽¹¹⁾。婚姻の当事者（「申立人」）に性別、氏名の変更があると、2と同様の欄が変わるので、新しい秘密婚姻許可証等の作成が必要となる。

上述2、3の婚姻許可証等、秘密婚姻許可証等は、子を学校に入学させたり、銀行等にローンを申し込んだりする際に用いられる⁽¹²⁾。

II 性別変更に必要な裁判所と州登録官の手続

多くのトランスジェンダー等の者は、出生時の性別と毎日生活している性別とを合致させるために、出生証明書⁽¹³⁾等の性別を変更することを選択する。カリフォルニア州法において、トランスジェンダー等の者は、性別変更と氏名変更の両者を行うことができ、必要に応じて、性別変更のみを行うこともできる。

同州法が、従来、出生証明書等に記載を認めてきた性別は「女性」又は「男性」のいずれかであったが、2018年9月1日から「女性」、「男性」又は「ノンバイナリー」⁽¹⁴⁾のいずれかが認められることとされた（保健安全法第103425条a項）。

同州法は、長期間、性別変更手続に申立人の性別変更手術と医師による当該手術に関する宣誓供述書⁽¹⁵⁾を要件としてきたが、現在は、当該手続に医師の関与を求めず、申立人による宣

(9) 婚姻障害事由がなく、挙式を許可する旨の郡当局が挙式前に発行する書面で、これから婚姻する2名（18歳以上）が申請時に、配偶者として同居しており、かつ、そのことを証明する宣誓供述書がある場合に発行される。挙式の主催者が必要事項を記載した秘密婚姻許可証を郡当局に送付する。秘密婚姻許可証の認証謄本の取得は、手数料を支払い、身分証明書を提示する当事者に限られること等から、プライバシーが保たれやすいとされており、芸能人、政治家等により用いられることが多いとされる。“Vital Records: Types of Marriage Licenses.” California Department of Public Health website <<https://www.cdph.ca.gov/Programs/CHSI/Pages/Types-of-Marriage-Licenses-.aspx>>

(10) 挙式主催者からの秘密婚姻許可証の送付（前掲注(9)参照）を受けて、郡当局が挙式後に発行する証明書。秘密婚姻証明書の認証謄本の取得も、秘密婚姻許可証と同様に当事者に限られる。“What is the difference between a confidential and a public marriage license?” *op.cit.*(6)

(11) 秘密婚姻許可証等は、州ではなく郡が発行するため、郡により書式が異なる。ここでは、カリフォルニア州サンディエゴ郡の書式を参照した。“Application for License and Certificate of Confidential Marriage, County of San Diego, State of California.” County of San Diego website <<https://www.sdarcc.gov/content/dam/arcc/recorder-county-clerk/forms/marriage/Marriage%20License%20Application.pdf>>

(12) こうした場面において、性別変更及び氏名変更により、婚姻許可証等が本人の性自認に合致した内容となっていることは、トランスジェンダー等の者に対する差別を防ぐことに資するとされている。“AB218, Chapter 577 of 202 Statutes, 06/25/21- Senate Judiciary,” p.7. California Legislative Information website <https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billAnalysisClient.xhtml?bill_id=202120220AB218>

(13) 同州が、「女性」又は「男性」に性別を変更する手術を受けた者に新しい出生証明書の提供を認めたのは1977年のことであり、これは全米初であった。“AB433, Chapter 718 of 2011 Statutes, 06/11/11- Senate Floor Analyses,” p.3. California Legislative Information website <https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billAnalysisClient.xhtml?bill_id=201120120AB433#>

(14) 同州議会によれば、「ノンバイナリー」とは、「女性」、「男性」という伝統的な概念から外れた性自認を持つ者の総称とされる。トランスジェンダーの者であると自認するか否か、インターセックスの形質を持って生まれたか否か、性別中立的な代名詞を使うか否か、アジェンダー、ジェンダーキア等の性別を表現する具体的な用語を使うか否かにより左右されることはないとされる。2017年の法律第2条c項、d項。同州は、出生証明書において、性別中立的な「ノンバイナリー」の記載を認めた全米初の州となった。Christina Caron, “Californians Will Soon Have Nonbinary as a Gender Option on Birth Certificates,” *New York Times*, Oct 19, 2017.

(15) affidavit. 事実に関する任意になされた供述で、書面化され、宣誓により真実であることが担保されたもの。田中ほか編 前掲注(6), p.33.

誓供述書を提出させている⁽¹⁶⁾。この宣誓供述書は、虚偽の説明は偽証罪に問われるとする前提の下で⁽¹⁷⁾、女性、男性又はノンバイナリーへの性別変更の申立てがその者の出生時の性別をその者の性自認に合致させるためであり、かつ、不正な目的ではないことを証明するものであれば、第一審裁判所（superior court. 以下「裁判所」）⁽¹⁸⁾により、性別変更のための確定証拠として認められることとされた（同法第 103430 条 a 項）。これは、個人の性自認が医師による治療を受けたか否かに左右されることがないとの知見に基づくものである⁽¹⁹⁾。

性別変更の手続には、裁判所への申立てと州行政当局の州登録官⁽²⁰⁾への申立てがある。また、裁判所への申立てには、成人（18 歳以上）⁽²¹⁾と未成年者に共通の手続と未成年者のみに求められる手続があるが、州登録官への申立ては成人のみを対象とする。これらの手続の概要を次に示す。

なお、性別変更の場合には、一般的な氏名変更の場合に必須とされる公告（後述第Ⅲ章前文）についての定めは、そもそもなかった⁽²²⁾。

- (16) 同州では、1977 年に性別変更手術を受けた者に新しい出生証明書の発行を開始し、2011 年の法律（AB433, Chapter 718 of 2011 Statutes）により裁判所による性別変更手続において、手術を含むがそれに限られない臨床的に適切な治療（clinically appropriate treatment）を申立人が受けたことの医師による宣誓供述書の提出が要件とされ、2013 年の法律（AB1121, Chapter 651 of 2013 Statutes）により州登録官による性別変更手続においても同等の宣誓供述書の提出が要件とされた。申立人の宣誓供述書でよいとしたのは、2017 年の法律であった。臨床的に適切な治療とは、gender affirming treatments, gender affirming care 等とも呼ばれ、手術、ホルモン療法のほか、カウンセリング、心理療法、顔等の脱毛、話し方や身振りの変更等が含まれる。Madeline B. Deutsch, “Overview of gender-affirming treatments and procedures,” 2016.6.17. University of California San Francisco Transgender Care website <<https://transcare.ucsf.edu/guidelines/overview>>
- (17) これにより虚偽の説明は犯罪とされ、州が義務付ける地方政府（郡、市等）のプログラムとなった。SB179, Chapter 853, (1) of Legislative Counsel’s Digest. California Legislative Information website <https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill_id=201720180SB179>
- (18) 刑事事件及び民事事件の事実審を担当する一般的裁判権を有する裁判所で、州内 58 の各郡に 1 か所ずつ設置されている。“Superior Courts.” California Courts website <<https://www.courts.ca.gov/superiorcourts.htm>>
- (19) 2017 年の法律に対する賛成意見は、出生時の性別が性自認と合致している大多数の者は、医師による証明を求められることはないから、トランスジェンダー等の者についても、医師の宣誓供述書を求める要件は削除されるべきであるとした。“SB179, Chapter 853 of 2017 Statutes, 09/06/17- Assembly Floor Analysis,” p.5. California Legislative Information website <https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billAnalysisClient.xhtml?bill_id=201720180SB179> また、性別変更のための治療費は高額に上る場合もあり（10 万ドルを超え得るとされる。1 ドルは 144 円（令和 7 年 8 月分報告省令レート。）、これをトランスジェンダー等の者に負担させるのは不当であるとの意見も述べられた。“California’s SB 179: The Gender Recognition Act,” December 11, 2020. Foundation of Law and Society website <<https://foundationoflawandsociety.wordpress.com/2020/12/11/californias-sb-179-the-gender-recognition-act/>> 他方、2017 年の法律に対する反対意見は、医師による宣誓供述書を不要とすることに対しては、「社会の良き秩序を現実に損なう可能性のある力を〔トランスジェンダー等の〕個人に与えることになる」とした。“SB179, Chapter 853 of 2017 Statutes, 09/06/17- Assembly Floor Analysis,” *idem*, pp.4-5. また、未成年者が性自認の概念に馴染みがないとして、未成年者に性別変更を認めることに反対した。さらに、2017 年の法律は、性別変更の申立てが「不正な目的（fraudulent purposes）」でなければ認められるとされるが、この「不正な目的」の定義が不明確であることから、悪意を持った者に利用される可能性があるとする意見も出された。“California’s SB 179: The Gender Recognition Act,” *idem*
- (20) 同州保健局公的文書課（California Department of Public Health–Vital Records (CDPH–VR)）の長であり、州民の出生、死亡、婚姻、離婚等の記録の登録、修正、証明書の交付等に責任を有する。“Vital records.” California Department of Public Health website <<https://www.cdph.ca.gov/Programs/CHSI/Pages/Vital-Records.aspx>> 州登録官による性別変更の手続は、2013 年の法律により新設され、これにより性別変更に裁判所が関与する必要がなくなり、手続が簡素化されるとともに、申立人の費用負担も軽くなったとされる。“AB218, CHAPTER 577 of 202 Statutes, 06/25/21- Senate Judiciary,” *op.cit.* (12), p.5.
- (21) 家族法第 6500 条。ただし、18 歳未満であっても、婚姻した者、軍務に就く者等は、成人と擬制される。同法第 7002 条 a 項。『親権・監護権に関するカリフォルニア州（米）法令の調査報告書—条文解説—』 pp.37-38. 外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100103601.pdf>>
- (22) Lisa Sedano and Emily Doskow, *How to Change Your Name in California*, Fourteenth edition, Berkley, California: NOLO, 2014, p.101.

1 裁判所への申立て—成人及び未成年者の手続—

(1) 成人と未成年者に共通の手続

(i) 申立て

申立人は、別の性別（女性、男性又はノンバイナリー）に変更する目的で、いずれの郡の裁判所にも申立てを行うことができる（保健安全法第 103425 条 a 項）。申立人は、裁判所に、性別変更を承認し、これを反映した新しい出生証明書の発行を指示する裁判所命令（後述本項 (iv) 参照）を求める申立書、申立人による宣誓供述書及び該当する場合は申立人の氏名を変更する裁判所命令（後述第 III 章第 1 節 (2)）の認証謄本を提出する（同法第 103430 条 a 項）。

(ii) 審理の方針

裁判所は、十分な理由を示す異議が適時に提出されなければ、審理なしに申立てを許可する（保健安全法第 103430 条 h 項）。「適時」とは、未成年者の性別変更で申立書に署名していない者等への送達が義務付けられる場合を除き、申立てから 6 週間以内とされる（同条 g 項）。

(iii) 申立人の出生証明書以外の対象文書

申立人は、性別変更を反映した申立人の新しい婚姻許可証等、秘密婚姻許可証等、申立人の未成年の又は成人した子の新しい出生証明書の発行を裁判所に求めることができる（保健安全法第 103425 条 c 項、d 項）。

申立人の婚姻許可証等、秘密婚姻許可証等、申立人の成人した子の出生証明書の性別変更の申請には、これらの文書に記載された他の者の同意が必要とされる。すなわち、申立人の性別変更を反映した新しい婚姻許可証等、秘密婚姻許可証等の申立書には当該申立人の配偶者の署名が、申立人の性別変更を反映した、申立人の成人した子の新しい出生証明書の申立書には当該成人した子の署名が求められる（同法第 103430 条 b 項第 2 号、第 3 号、第 4 号）。

(iv) 判決

裁判所は性別変更と、該当する場合には同州、他州等で許可された氏名変更（後述第 III 章）を反映させた新しい出生証明書等の発行を命ずる判決を出す（保健安全法第 103425 条 b 項、c 項、d 項）。

(2) 未成年者のみに求められる手続

未成年者の性別変更（女性、男性又はノンバイナリー）は、一方の親、両親、後見人⁽²³⁾等のほか、未成年者自身も申し立てることができるが、当該未成年者の意向のみでは行うことはできない。未成年者の性別変更に求められる手続は、次のとおりである⁽²⁴⁾。

(i) 署名、送達

未成年者の性別変更の申立書には、未成年者の両親、後見人、少年裁判所により選任された後見人等⁽²⁵⁾の 1 人以上の署名が必要とされる。両親共死亡しており、後見人もいない場合には、未成年者の近親者⁽²⁶⁾又は友人の署名が必要とされる（保健安全法第 103430 条 b 項第 1 号）。

(23) 2023 年の法律（AB223, Chapter 221 of 2023 Statutes）についての州議会の下院報告書は、両親が死亡している場合又は未成年者がトランスジェンダー嫌い（transphobic）の両親から逃れざるを得ない場合においてのみ、後見人が性別変更・氏名変更の申立書に署名を許されると説明する。“AB223, Chapter 221 of 2023 Statutes. 09/06/23-Assembly Floor Analysis,” p.3. California Legislative Information website <https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billAnalysisClient.xhtml?bill_id=202320240AB223#>

(24) 2017 年の法律により新設された。SB179, Chapter 853, (2) of Legislative Counsel’s Digest. *op.cit.*(17)

(25) 保健安全法第 103430 条 c 項に指定される者をいう。

(26) 保健安全法には定義規定は存在せず、性別変更等の書式にも、「近親者（Near relative）」とされ、申立人が、

未成年者の性別変更を求める申立書に、①存命の両親の署名が含まれていない場合には、署名しなかった親又は両親に対し、②両親が死亡しているか、又は所在が不明である場合には、存命の祖父母に対し、性別変更を承認する裁判所命令の申立てが許可されるべきではない理由を提示させる命令を発出し、これらの者に送達する（同条 e 項第 1 号、第 2 号、f 項）。

(ii) 審理の方針

裁判所は、十分な理由を示す異議が適時に提出されない限り、審理なしに申立てを許可するのは成人と共通であるが、未成年者については、次の①②のように手続の内容が明記されている（保健安全法第 103430 条 h 項）。

①未成年者の親以外の者が、性別変更に対し、十分な理由を示す異議を適時に提出した場合には、裁判所は、申立人等を尋問することができ、一定の場合に申立てを許可する（同条 h 項第 1 号）。②未成年者の親が、性別変更に対し、異議を適時に提出した場合には、裁判所は、当該未成年者等を尋問することができ、性別変更が子の最善の利益⁽²⁷⁾ではないと判断するときは申立てを却下することができる（同条 h 項第 2 号）。

(iii) 申立書の非公開

未成年者の性別変更を申し立てる場合には、本人の望まない過去の性別等の暴露が第三者によりなされることを防ぐため、裁判所の手続に関連する申立書等を非公開とすることとされた（保健安全法第 103437 条⁽²⁸⁾）。

(3) 新しい出生証明書等の作成

(i) 判決の認証謄本の提出

上述 (1) (2) の手続に従って新しい出生証明書の発行を指示する判決を得、かつ、同州の出生証明書を有する者は、当該判決から 30 日以内に当該判決の認証謄本、新しい出生証明書の申請書、手数料を州登録官に提出する（保健安全法第 103431 条 a 項第 1 号）。これを受けて、州登録官は新しい出生証明書を作成する。

(ii) 新しい出生証明書の要件

新しい出生証明書が元の出生証明書ではないことは、新しい出生証明書に言及されてはならず、その様式により示唆されてはならないとされ（保健安全法第 103431 条 a 項第 2 号）、元の出生証明書に置き換えられ、一般の閲覧に供される唯一の出生証明書とされる（同法第 103440 条 a 項）。

(iii) 申立人の出生証明書以外の対象文書

申立人が、性別変更を反映した申立人の新しい婚姻許可証等、秘密婚姻許可証等、申立人の子の新しい出生証明書の発行を指示する判決を得た場合には、次のように文書が作成される。

(イ) 判決の認証謄本の提出

申立人は、判決の日から 30 日以内に、新しい婚姻許可証等を請求する場合であって、元の

近親者とは誰を指すのか示す必要がある。“Petition for Recognition of Minor’s Change of Gender and Sex Identifier and for Issuance of New Birth Certificate and Change of Name.” Judicial Branch of California website <<https://courts.ca.gov/sites/default/files/courts/default/2024-11/nc500.pdf>>

(27) best interests of the child. 親の離婚、親の子に対する虐待・遺棄（ネグレクト）、子の非行等を原因として子の監護権についての行政的又は司法的な決定がなされる場合等に、最重要な考慮事項として立法、行政、司法を問わず掲げられてきた理想。田中ほか編 前掲注 (6), p.97.

(28) 中川かおり「【アメリカ】カリフォルニア州におけるトランスジェンダーの未成年者の性別変更等に係る文書の非公開」『外国の立法』No.300-1, 2024.7, pp.12-13. <<https://doi.org/10.11501/13721799>>

文書が秘密婚姻許可証等でないときには州登録官に、元の文書が秘密婚姻許可証等であるときには郡書記官に、判決の認証謄本、婚姻許可証等又は秘密婚姻許可証等の申請書、手数料を提出し、それぞれにより新しい婚姻許可証等又は秘密婚姻許可証等が作成される（保健安全法第103431条b項第1号(A)、(B)）。申立人の子についても、同様に、州登録官により新しい出生証明書が作成される（同条c項第1号）。

(口) 新しい婚姻許可証等の要件

新しい婚姻許可証等、秘密婚姻許可証等、申立人の子の出生証明書は、上述(3)(ii)と同様の要件を満たすものとする（保健安全法第103431条b項第2号、c項第2号、第103440条a項）。

2 州登録官への申立て—成人の手続—

州登録官による性別変更の手続は、成人を対象としたものであるため、未成年者は裁判所への申立て（上述第II章第1節）によることとなる。

(1) 申請

同州によって発行された出生証明書を有する申立人は、別の性別（女性、男性又はノンバイナリー）に変更する目的で、申請書、宣誓供述書⁽²⁹⁾及び該当する場合は申立人の氏名を変更する裁判所命令（後述第III章）の認証謄本を州登録官に提出する（保健安全法第103426条a項第1文）。

(2) 審理の方針

申請書、宣誓供述書、該当する場合は氏名を変更する裁判所命令（後述第III章）の認証謄本及び手数料を受領して直ちに、州登録官は、裁判所の命令なしに、性別及び該当する場合には氏名の変更を反映させた新しい出生証明書を作成する（保健安全法第103426条a項第2文）。

(3) 申立人の出生証明書以外の対象文書

州登録官は、性別変更を反映した申立人の新しい婚姻許可証等、申立人の未成年の又は成人した子の新しい出生証明書を、郡書記官は、性別変更を反映した申立人の新しい秘密婚姻許可証等を、裁判所命令なしに発行する（保健安全法第103426条b項、c項、d項、e項）。

申立人の婚姻許可証等、秘密婚姻許可証等、申立人の成人した子の出生証明書の性別変更の申請には、これらの文書に記載された他の者の同意が必要とされる。すなわち、申立人の性別変更を反映した新しい婚姻許可証等、秘密婚姻許可証等を申請する場合には、配偶者からの当該婚姻許可証等、当該秘密婚姻許可証等の変更を求める公証書簡を（同条e項第1号(C)、d項第1号(C)）、申立人の性別変更を反映した、申立人の成人した子の新しい出生証明書を申請する場合には、当該の成人した子からの当該出生証明書の変更を求める公証書簡を提出しなければならない（同条c項第1号(C)）。

III 氏名変更に必要な裁判所の手続

トランスジェンダー等の者は、第II章の手続に従い性別変更と氏名変更の両者を行うことができるほか、性別を変更せず、氏名変更のみを行うこともできる。

(29) このように、申立人の出生証明書の性別変更の申請には、宣誓供述書の提出が必須である。一方、申立人の未成年の子の出生証明書、申立人の婚姻許可証等の発行を求める場合には、証拠書類の1つとして当該宣誓供述書を選択することができる。保健安全法第103426条b項第1号(B)(iv)、e項第1号(B)(iv)

同州では、判例法上、成人には氏名を変更する権利が確立されており⁽³⁰⁾、詐欺的な目的や他者の利益を侵害する目的である場合を除き、裁判官は申立てを許可すべきとされている⁽³¹⁾。

また、同州の成人のための一般的な氏名変更においては、裁判所の作成する理由提示命令（氏名変更に対抗する理由を関係者に提示させるための命令。①氏名変更の申立書が提出されたこと、②提出した者の氏名、③変更後の氏名の3点を含む。）が、郡で発行されている一般的な発行部数を有する新聞紙⁽³²⁾に週に1度かつ4週連続等の方法で掲載されなければならないとされ、これを、公告（publication）という（民事訴訟法第1277条a項第1号、第2号、第3号）。しかし、トランスジェンダー等の者の氏名変更の手続においては、この公告は一貫して不適当と考えられてきた⁽³³⁾。

これらの前提に基づき、氏名変更を行う裁判所への申立ての手続の概要を次に示す。

1 成人と未成年者に共通の手続

(1) 申立て

申立人が氏名を性自認に合致させるための申立てを行う場合には、裁判所は、理由提示命令を作成し、発出する（民事訴訟法第1277.5条a項第1号第1文）。

(2) 審理の方針

当該命令から6週間以内に異議申立書が提出されない場合には、裁判所は、審理なしに氏名変更を許可する命令を発出する（民事訴訟法第1277.5条a項第1号第2文）。氏名を申立人の性自認に合致させるための氏名変更の手続には、公告は不要である旨が明記されている（同条b項）。適時に出された異議であっても、氏名変更に対抗する十分な理由が含まれていない限り、審理は行われず。裁判所は、異議に十分な理由が含まれる場合には、申立人等に宣誓させて尋問し、正当かつ適切であると思料する場合には、申立てを却下することもできる（同条c項）。

(3) 申立人の出生証明書等の変更

氏名変更を許可する裁判所命令を入手した者は、性別変更も行う場合には第II章の手続に従い、氏名変更のみを行う場合には出生証明書⁽³⁴⁾等の変更を求める⁽³⁵⁾。

(30) In re Ross (1937) 8 Cal. 2d 608, 609; “AB223, Chapter 221 of 2023 Statutes, 03/10/23- Assembly Committee on Judiciary,” *op.cit.*(5) ただし、未成年者は自身の氏名変更の申立てを行うことができない。針谷晃平「夫婦の氏の観点から見る子の氏」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1300, 2024.12.5, p.6. <<https://doi.org/10.11501/13836190>>

(31) 同州では氏名変更には、①婚姻・離婚の場合、②同性カップルが同じ姓を名乗りたい場合、③離婚した親が子の姓を自身と同じに変更しようとする場合、④移民が元の氏名を名乗りたい場合、⑤仰々しい氏名を簡便な氏名に変更したい場合、⑥宗教的信念に合致する氏名に変更したい場合等の幅広い理由が認められている。Sedano and Doskow, *op.cit.*(22), pp.1-2, 15-22.

(32) 法的通知欄（legal notices section）を掲載する認定を受けた新聞紙の同欄に掲載される。*ibid.*, p.71. これにより、氏名変更の申立ては公開されるが、異議が提出されることはまれであるとされる。*ibid.*, p.69.

(33) トランスジェンダー等の者に特化した氏名変更のための規定は、2013年の法律により初めて定められた。ただし、この時は、成人の一般的な氏名変更手続を定める民事訴訟法第1277条の規定に、1文を加えたのみであった。独立した条文を設けたのは、2017年の法律であった（民事訴訟法第1277.5条）。同州で、ほかに公告を求められない者には、同州の住所秘匿プログラム（Safe at Home）に参加するドメスティック・バイオレンス、ストーカー、人身取引等の被害者がいる。民事訴訟法第1277条b項

(34) 裁判所命令、申請書等を州登録官に提出し、登録官が訂正書をファイルできると判断した場合には、訂正書が元の出生証明書と共にファイルされる。保健安全法第103400条、第103405条

(35) 氏名変更の反映が必要な全ての記録を1か所で更新する手段がないため、運転免許証の更新は州自動車局（Department of Motor Vehicles）、社会保障記録の更新は連邦社会保障庁（Social Security Administration）、パスポートの更新は連邦国務省に、氏名変更を許可する裁判所命令を提示して行う。“Update your identity documents.” California courts self-help guide, Judicial Branch of California website <<http://selfhelp.courts.ca.gov/name-change/update-documents>>

2 未成年者のみに求められる手続

未成年者の氏名変更の申立ては、当該未成年者本人が行うことはできず、親、後見人等により行われる。未成年者の氏名変更に求められる手続は、次のとおりである。

(1) 署名、送達

未成年者の氏名変更の申立書には、存命の両親の署名を得るよう求められる（民事訴訟法第1277.5条a項第2号）⁽³⁶⁾。申立書に存命の両親の署名を含まない場合には、理由提示命令は、裁判所が当該命令を発出した日から30日以内に、一定の定めに従い、署名しなかった親に送達される⁽³⁷⁾。

(2) 後見人の申立てに必要な認定

後見人による申立ての場合には、裁判所は、後見人が未成年者を成年に達するまで監護する可能性が高く、当該未成年者が両親の監護下に戻される可能性が高くないことを認定する必要がある（民事訴訟法第1278条d項）。

(3) 審理の方針

存命の一方の親が署名しない場合等において、裁判所は、行われようとする氏名変更が子の最善の利益に反すると認定するときは、申立ての全部又は一部を却下することができる（民事訴訟法第1278.5条）⁽³⁸⁾。

IV 性別変更と氏名変更を一度に行うための裁判所への申立て

性別変更、氏名変更、出生証明書等の発行を一度に行うための指示を裁判所に求める手続は、次のように行われる。

1 成人と未成年者に共通の手続

(1) 申立て

申立人は、成人であるか未成年者であるかを問わず、氏名を変更し、性別変更の承認を受けるとともに、申立人の新しい出生証明書、婚姻許可証等、秘密婚姻許可証等、申立人の子の新しい出生証明書の発行を求める単一の申立書を裁判所に提出できる（保健安全法第103435条a項）⁽³⁹⁾。

(2) 審理の方針

裁判所は、この申立書を、裁判所による既存の氏名変更の許可手続（民事訴訟法第1277.5条等。上述第III章）及び既存の性別変更の承認手続（同法第103430条。上述第II章第1節）を定める規定に従い処理する。

(3) 新しい出生証明書等の作成

申立人は、第II章第1節(3)(i)と同様に、新しい出生証明書等の発行を指示する判決の

(36) 2018年の法律（AB3250, Chapter 776 of 2018 Statutes）により新設された。

(37) 両親は、行われようとする子の氏名の変更について知る権利があるとされる。Sedano and Doskow, *op.cit.*(22), p.55.

(38) 両親が子との関係を維持し、かつ、一方の親が子の氏名変更に対抗する場合には、裁判所はこれを認めない傾向があるとされる。 *ibid.*, p.52.

(39) 2021年の法律（AB218, Chapter 577 of 2021 Statutes）により新設された。

認証謄本を、判決から 30 日以内に州登録官に対し申請書、手数料と共に提出し、当該州登録官が新しい出生証明書等を作成する（保健安全法第 103435 条 b 項第 2 号、c 項）。

申立人が、新しい婚姻許可証等の発行を指示する判決の認証謄本を申請書、手数料と共に提出する場合であって、元の文書が秘密婚姻許可証等であるときは、郡書記官が新しい秘密婚姻許可証等を作成する（同条 b 項第 3 号、d 項）。

これらの新しい出生証明書等は、過去の出生証明書等に置き換えられ、一般の閲覧に供される唯一の出生証明書等とされる（同法第 103440 条 a 項）。

2 未成年者のみの特例—申立書の非公開—

未成年者が当該単一の申立書を使用する場合には、本人の望まない過去の性別等の暴露が第三者によりなされることを防ぐため、裁判所の手続に関連する当該申立書等を非公開とすることとされた（保健安全法第 103437 条）。

おわりに

カリフォルニア州では、トランスジェンダー等の者に対する理解の深まりにより、近年、急速に法整備が進められてきた。

トランスジェンダー等の成人については、1977 年に、手術による性別変更についての医師の宣誓供述書を裁判所に提出することにより、出生証明書の性別変更の道を開いた。その後、この手術は不要とされたが、一定の治療に関する医師の宣誓供述書は必要とされる期間が続いた。2017 年の法律により、全ての者が法律の下で完全な法的承認と平等な取扱いを受ける権利を有するとして（同法第 2 条 a 項）、トランスジェンダー等の成人の性別変更手続に医師の宣誓供述書を不要とする大きな改正が行われ、また、氏名変更の手続に独立した条文が設けられ、現在に至っている⁽⁴⁰⁾。

他方、トランスジェンダー等の未成年者の性別変更、氏名変更の法整備は、成人よりはかなり遅れたものの、性別変更は 2017 年の法律により、氏名変更は 2018 年の法律により初めて認められるに至った。

これらを受け、現在、同州の公的文書においては、①性別変更には裁判所への申立て（成人・未成年者）と州登録官への申立て（成人のみ）、②氏名変更には裁判所への申立て（成人・未成年者）、③性別変更、氏名変更その他文書の発行を一度に行うための裁判所への申立て（成人・未成年者）が、保健安全法及び民事訴訟法の規定に従い認められており、それらの手続について本稿で紹介した。

同州法がこれまでに達成してきた事柄に加え、今後の動向も注目される。

（なかがわ かおり）

(40) 前掲注(16)

カリフォルニア州保健安全法（抄）

Health and Safety Code in California

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 中川 かおり 訳

【目次】

第 102 編 重要な公的文書及び保健統計

第 1 部 重要な公的文書

第 11 款 公的文書の修正

第 7 目 性別及び性識別の変更を反映する出生記録及び婚姻記録の修正

第 103425 条 [性別及び性識別の変更を承認する判決を求める申立書]

第 103426 条 [出生証明書の性別及び性識別の変更のための州登録官への申請]

第 103430 条 [申立人による宣誓供述書]

第 103431 条 [判決後の新しい出生証明書]（抄）

第 103435 条 [氏名、性別及び性識別を変更するための単一の申立書]

第 103437 条 [性別又は性識別の変更手続における訴訟記録の非公開]

第 103440 条 [新しく作成された証明書及び許可証]（抄）

第 103443 条 [新しく作成された証明書の認証謄本の料金]

第 103445 条 [この目の施行日]

第 102 編 重要な公的文書及び保健統計

第 1 章 重要な公的文書

第 11 款 公的文書の修正

第 7 目 性別及び性識別の変更を反映する出生記録及び婚姻記録の修正

第 103425 条 [性別及び性識別の変更を承認する判決を求める申立書]⁽¹⁾

(a) ある者は、性別及び性識別を女性、男性又はノンバイナリー⁽²⁾に変更することを承認す

* インターネット情報の最終アクセス日は、2025 年 8 月 13 日である。この翻訳は、カリフォルニア州立法情報ウェブサイトに掲載された保健安全法の規定 <https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayText.xhtml?division=102.&chapter=11.&part=1.&lawCode=HSC&article=7> を原文とし、有料データベースの LEXIS + を適宜参照した。訳文中の [] 内の語句は筆者による補記である。なお、次の呼称の法律は、その括弧内の同州法を指す。2011 年の法律（AB433, Chapter 718 of 2011 Statutes）、2013 年の法律（AB1121, Chapter 651 of 2013 Statutes）、2017 年の法律（SB179, Chapter 853 of 2017 Statutes）、2021 年の法律（AB218, Chapter 577 of 2021 Statutes）、2023 年の法律（AB223, Chapter 221 of 2023 Statutes）。

(1) カリフォルニア州は条名を設けていないので、LEXIS + が付している条名を補った。

(2) 2017 年の法律により、2018 年 9 月 1 日からこの性別が認められることとなった。同州議会によれば、ノンバイナリーとは、「女性」、「男性」という伝統的な概念から外れた性自認を有する者を包括的に示す用語である。トランスジェンダーの者であると自認するか否か、インターセックス（性分化疾患。外性器、内性器、染色体等が、典型的な男性・女性の概念を超越した、自然な身体的変異を表す。）の形質を持って生まれてきたか否か、性別中立的な代名詞を使うか否か、アジェンダー（agender）、ジェンダークィア（genderqueer）等の性別を表現する具体的な用語を使うか否かにより左右されることはないとする。2017 年の法律第 2 条 c 項、d 項。同州は、出生証明書において、性別中立的な「ノンバイナリー」の記載を認めた全米初の州となった。Christina Caron, “Californians Will Soon Have Nonbinary as a Gender Option on Birth Certificates,” *New York Times*, Oct 19, 2017.

- る判決を求めて、いずれの郡の第一審裁判所⁽³⁾に対しても申立書を提出することができる。
- (b) 請求があった場合には、性別及び性識別の変更並びにこの州、他州、コロンビア特別区〔若しくは〕米国の領土の裁判所又は外国の裁判所の命令により行われた氏名変更を反映させた、新しい出生証明書⁽⁴⁾が当該者のために準備されるべきとする命令が当該判決に含まれる。
- (c) 第 103430 条の規定の要件に従い、請求があった場合には、婚姻の許可証⁽⁵⁾及び証明書⁽⁶⁾又は秘密の婚姻の許可証⁽⁷⁾及び証明書⁽⁸⁾における新婦、新郎又はいずれの欄へもチェックを未記入⁽⁹⁾とする当該者の指定への変更及びこの州、他州、コロンビア特別区〔若しくは〕米国の領土の裁判所又は外国の裁判所の命令により行われた氏名変更を反映させた⁽¹⁰⁾、新しい婚姻の許可証及び証明書又は秘密の婚姻の許可証及び証明書が当該者のために準備されるべきとする命令が当該判決に含まれる。
- (d) 第 103430 条の規定の要件に従い、請求があった場合には、母、父又は親⁽¹¹⁾という申立人の指定への変更及びこの州、他州、コロンビア特別区〔若しくは〕米国の領土の裁判所又は外国の裁判所の命令により行われた申立人の氏名変更を反映した、新しい出生証明書が当該者の 1 人の子又は複数の子のために準備されるべきとする命令が当該判決に含まれる。
- (e) 性別及び性識別の女性、男性又はノンバイナリーへの変更を承認する判決を求める申立

(3) 刑事事件及び民事事件の事実審を担当する一般的裁判権を有する裁判所で、州内 58 の各郡に 1 か所ずつ設置されている。“Superior Courts.” California Courts website <<https://www.courts.ca.gov/superiorcourts.htm>>

(4) 出生の事実を証明する公的文書で、出生者の氏名、性別、出生日、出生した病院名とその住所、出生者の父母の氏名、当該父母と出生者との続柄等が記載される。“Form VS 108 rev.1/16,” Effective June 18, 2022. California Department of Public Health website <<https://www.cdph.ca.gov/CDPH%20Document%20Library/ControlledForms/VS108Sample.pdf>>

(5) 婚姻障害事由がなく、挙式を許可する旨の、州当局が挙式前に発行する書面。尾島明「英米法研究（第 71 回）同性婚を認めない州法の規定と合衆国憲法—合衆国最高裁 2015 年 6 月 26 日判決—Obergefell v. Hodges, 576 U.S. __, 135S. Ct. 2584 (2015)—」『法律のひろば』69 巻 3 号, 2016.3, p.55. 挙式において、これから婚姻する 2 名、挙式の主催者 1 名に、証人 1 名又は 2 名が立ち会い、これらの全ての者が婚姻許可証に署名する。手数料を支払ういかなる者も、婚姻許可証の認証謄本（certified copy）を取得することができる。“What is the difference between a confidential and a public marriage license?” Office of Mark Church, Accessor-County Clerk-Recorder & Chief Elections Officer website <<https://smcacre.gov/county-clerk-recorder/what-difference-between-confidential-and-public-marriage-license>> なお、認証謄本とは、公的性質を有する文書、登録簿等を保管している機関によって、それが原本の真正な謄本である旨の確証がなされ、かつ、その署名がある謄本をいう。田中英夫ほか編『英米法辞典』東京大学出版会, 1991, p.133.

(6) 挙式における婚姻許可証への署名（前掲注 (5) 参照）を受け、州当局が挙式後に発行する証明書。婚姻証明書の認証謄本も、婚姻許可証と同様に、いかなる者も取得することができる。*ibid.*

(7) 婚姻障害事由がなく、挙式を許可する旨の郡当局が挙式前に発行する書面で、これから婚姻する 2 名（18 歳以上）が申請時に、配偶者として同居しており、かつ、そのことを証明する宣誓供述書がある場合に発行される。挙式の実行者が必要事項を記載した秘密婚姻許可証を郡当局に送付する。秘密婚姻許可証の認証謄本の取得は、手数料を支払い、身分証明書を提示する当事者に限られること等から、プライバシーが保たれやすいとされており、芸能人、政治家等により用いられることが多いとされる。“Vital Records: Types of Marriage Licenses.” California Department of Public Health website <<https://www.cdph.ca.gov/Programs/CHSI/Pages/Types-of-Marriage-Licenses-.aspx>>

(8) 挙式主催者からの秘密婚姻許可証の送付（前掲注 (7) 参照）を受けて、郡当局が挙式後に発行する証明書。秘密婚姻証明書の認証謄本の取得も、秘密婚姻許可証と同様に当事者に限られる。“What is the difference between a confidential and a public marriage license?” *op.cit.*(5)

(9) 婚姻許可証等において、同性婚等の当事者に、一方を「新婦」、他方を「新郎」としてチェックする代わりにの措置を認める規定である。

(10) c 項及び d 項は、2021 年の法律により追加された。

(11) 子の出生証明書において、同性婚等の両親に、一方を「母」とし、他方を「父」とする代わりに、性別中立的な「親」を選択可能とする規定である。

書は、性別及び性識別の変更をしようとする者がカリフォルニア州内に居住していない場合であっても、次の書類の1点以上に記載された性別を反映するよう指定への変更を求めるときには、この州内の第一審裁判所に提出することができる⁽¹²⁾。

- (1) 性別及び性識別の変更をしようとする者に対して、この州内で発行された出生証明書
- (2) 性別及び性識別の変更をしようとする者の監護下にある子に対して、この州内で発行された出生証明書
- (3) 性別及び性識別の変更をしようとする者に対して、この州内で発行された婚姻の許可証及び証明書又は秘密の婚姻の許可証及び証明書

第 103426 条 [出生証明書の性別及び性識別の変更のための州登録官への申請]

(a) この州により発行された出生証明書を有する者であって、出生証明書の性別及び性識別を変更する申請書並びに性別及び性識別を女性、男性又はノンバイナリーに変更する請求が当該者の法律に従う性別及び性識別を当該者の性自認に合致させるためであること並びに不正な目的のためになされたものではないことを偽証罪⁽¹³⁾の罰則の下で証明する宣誓供述書を州登録官⁽¹⁴⁾に直接提出する者のために、当該州登録官は、性別及び性識別の女性、男性又はノンバイナリーへの変更を反映する新しい出生証明書を裁判所命令なしに発行する⁽¹⁵⁾。当該州登録官は、これらの書類及び第 103725 条⁽¹⁶⁾の規定に定める手数料を受領して直ちに、当該申請書に記載された性別及び性識別並びに氏名変更のための裁判所命令の認証謄本⁽¹⁷⁾が添付されている場合には氏名における変更を反映した新しい出生証明書を作成する。

(b)

- (1) 州登録官は、親が次の全て [の書類] を当該州登録官に直接提出する場合には、この州が発行した出生証明書を有する未成年の1人の子又は複数の子のために、新しい出生証明書を裁判所命令なしに発行する⁽¹⁸⁾。
 - (A) 母、父又は親という申立人の指定への変更及び該当する場合には当該親の氏名変更を反映した未成年の1人の子又は複数の子の出生証明書の申請書
 - (B) 次の書類の1点以上の写し

(12) 保健安全法第 103425 条は、性別変更の申立書を申立人が居住する郡で提出することを義務付けていたため、同州外に居住する同州生まれのトランスジェンダー等の者は、同州発行の新しい出生証明書を取得する権利を否定される結果となっていた。このことが、合衆国憲法第 14 修正等に違反するとされた判決 (Somers v. Superior Court, 172 Cal. App. 4th 1407) 等を受けて、2021 年の法律により e 項の規定が追加された。

(13) perjury. 行政手続等において、証人が宣誓を行い、虚偽の供述を行った場合、その供述が重要なものであり、証人がその真実性を信じていないときには、偽証罪として処罰される。田中ほか編 前掲注 (5), p.633.

(14) 同州保健局公的文書課 (California Department of Public Health–Vital Records (CDPH–VR)) の長であり、州民の出生、死亡、婚姻、離婚等の記録の登録、修正、証明書の交付等に責任を有する。“Vital records.” California Department of Public Health website <<https://www.cdph.ca.gov/Programs/CHSI/Pages/Vital-Records.aspx>> 州登録官による性別変更の手続は、2013 年の法律により新設され、これにより性別変更に裁判所が関与する必要がなくなり、手続が簡素化されるとともに、申立人の費用負担も軽くなったとされる。“AB218, CHAPTER 577 of 202 Statutes, 06/25/21- Senate Judiciary,” *op.cit.*(12), p.5. California Legislative Information website <https://leginfo.ca.gov/faces/billAnalysisClient.xhtml?bill_id=202120220AB218>

(15) 2013 年の法律により、この条が新設され、州行政当局である州登録官への申立てによる性別変更の道が開かれた。2017 年の法律により、現在のように、宣誓供述書が申立人によるものでよいとされた。

(16) 2023 年 1 月 1 日以降、州登録官による出生証明書、婚姻許可証及び婚姻証明書の発行手数料を 11 ドルとする規定。1 ドルは 144 円 (令和 7 年 8 月分報告省令レート)。

(17) certified copy. 前掲注 (5) 参照。

(18) この条の b 項から e 項までは、2021 年の法律により新設された。

- (i) 裁判所が命令する性別変更の認証謄本（該当する場合には認証英訳⁽¹⁹⁾を含む。）
 - (ii) 性別及び性識別の変更を反映した当該親の新しい出生証明書
 - (iii) 当該親の性別及び性識別の変更を反映した政府発行の身分証明書⁽²⁰⁾
 - (iv) 母、父又は親という申立人の指定への変更の請求が、当該者の性自認に合致させるためのものであること及び不正な目的のためになされたものではないことを偽証罪の罰則の下で証明する宣誓供述書
 - (C) 第 103725 条の規定に定める手数料
 - (D) 該当する場合には裁判所が命令する氏名変更の認証謄本（該当する場合には認証英訳を含む。）
- (2) 新しい出生証明書は、性別及び性識別を母、父又は親とする変更がなされた [ことを内容とする] 当該親の指定への変更並びに該当する場合には当該親が法律に従い取得した氏名変更を反映する。
- (c)
- (1) 州登録官は、親が次の全て [の書類] を当該州登録官に直接提出する場合には、この州が発行した出生証明書を有する成人⁽²¹⁾した子のために、新しい出生証明書を裁判所命令なしに発行する。
 - (A) 母、父又は親という申立人の指定への変更及び該当する場合には当該親の氏名変更を反映した成人した子の新しい出生証明書の申請書
 - (B) 次の書類の 1 点以上の写し
 - (i) 裁判所が命令する性別変更の認証謄本（該当する場合には認証英訳を含む。）
 - (ii) 性別及び性識別の変更を反映した当該親の新しい出生証明書
 - (iii) 当該親の性別及び性識別の変更を反映した政府発行の身分証明書
 - (iv) 母、父又は親という申立人の指定への変更の請求が、当該者の性自認に合致させるためのものであること及び不正な目的のためになされたものではないことを偽証罪の罰則の下で証明する宣誓供述書
 - (C) 成人した子の出生証明書への変更を要求する [stipulate] 当該の成人した子からの公証書簡⁽²²⁾
 - (D) 第 103725 条の規定に定める手数料
 - (E) 該当する場合には裁判所が命令する氏名変更の認証謄本（該当する場合には認証英訳を含む。）
 - (2) 成人した子からの公証書簡は、実質的に次の文言が含まれている場合に受理される。「私（当該の成人した子の正式な氏名）は、私の親の法律に従う性別及び氏名を反映した、私のための新しい出生証明書の発行を要求します。」

(19) a certified English translation. 翻訳者による翻訳証明書付きの英語翻訳をいう。“What is a Certified Translation?” American Translators association website <<https://www.atanet.org/client-assistance/what-is-a-certified-translation/>>

(20) 州発行の運転免許証、連邦発行の社会保障記録（公的年金受給の基礎となる記録）、パスポート等。

(21) 18 歳以上の者をいう。家族法第 6500 条。ただし、18 歳未満であっても、婚姻した者、軍務に就く者等は、成人と擬制される。同法第 7002 条 a 項。『親権・監護権に関するカリフォルニア州（米）法令の調査報告書一文解説』 pp.37-38. 外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100103601.pdf>>

(22) notarized letter. 公証人により、書類の内容の真正性が証明され、署名と封印をされた書類。“notarize.” Cambridge Dictionary website <<https://dictionary.cambridge.org/dictionary/english/notarize>>

- (3) 新しい出生証明書は、性別及び性識別を母、父又は親とする変更がなされた〔ことを内容とする〕当該親の指定への変更並びに該当する場合には当該親が法律に従い取得した氏名変更を反映する。
- (d)
- (1) 郡書記官は、その郡から発行された秘密の婚姻の許可証及び証明書を有する者が、次の全て〔の書類〕を当該郡書記官に直接提出する場合には、当該者のために新しい秘密の婚姻の許可証及び証明書を裁判所命令なしに発行する。
- (A) 秘密の婚姻の許可証及び証明書における新婦、新郎又はいずれの欄へもチェックを未記入という指定への変更及び該当する場合には配偶者の氏名変更を反映する、新しい秘密の婚姻の許可証及び証明書のために性別及び性識別を法律に従い変更した当該配偶者からの申請書
- (B) 次の書類の1点以上の写し
- (i) 裁判所が命令する性別変更の認証謄本（該当する場合には認証英訳を含む。）
- (ii) 性別及び性識別の変更を反映した配偶者の新しい出生証明書
- (iii) 配偶者の性別及び性識別の変更を反映した政府発行の身分証明書
- (iv) 婚姻の許可証及び証明書における新婦、新郎又はいずれの欄へもチェックを未記入という申立人の指定への変更の請求が、当該者の性自認に合致させるためのものであること及び不正な目的のためになされたものではないことを偽証罪の罰則の下で証明する宣誓供述書
- (C) 新しい秘密の婚姻の許可証及び証明書を請求していない配偶者からの、秘密の婚姻の許可証及び証明書の変更を要求する公証書簡
- (D) 郡書記官が発行する他の秘密の婚姻の許可証及び証明書の手数料を超えず、かつ、秘密の婚姻の許可証及び証明書を提供するための合理的な費用を超えない当該郡書記官が定める手数料
- (E) 該当する場合には裁判所が命令する氏名変更の認証謄本（該当する場合には認証英訳を含む。）
- (2) 新しい秘密の婚姻の許可証及び証明書を請求していない配偶者からの公証書簡は、実質的に次の文言が含まれている場合に受理される。「私（当該配偶者の正式な氏名）は、私の配偶者の法律に従う性別及び氏名を反映した、私のための新しい秘密の婚姻の許可証及び証明書の発行を要求します。」
- (3) 新しい秘密の婚姻の許可証及び証明書には、秘密の婚姻の許可証及び証明書に記載された新婦、新郎又はいずれの欄へもチェックを未記入という指定への変更及び該当する場合には当該配偶者が法律に従い取得した氏名変更を反映する。
- (4) この条の規定の目的上、裁判所が命令する性別又は氏名の変更には、この州、他州、コロンビア特別区、米国の領土の裁判所又は外国の裁判所の命令により行われた性別又は氏名の変更を含む。
- (e)
- (1) 州登録官は、婚姻の許可証及び証明書を有する者が次の全て〔の書類〕を州登録官に直接提出する場合には、新しい婚姻の許可証及び証明書を裁判所命令なしに発行する。
- (A) 婚姻の許可証及び証明書における新婦、新郎又はいずれの欄へもチェックを未記入

という指定への変更及び該当する場合には配偶者の氏名変更を反映する、新しい婚姻の許可証及び証明書のために性別及び性識別を法律に従い変更した当該配偶者からの申請書

(B) 次の書類の1点以上の写し

(i) 裁判所が命令する性別変更の認証謄本（該当する場合には認証英訳を含む。）

(ii) 性別及び性識別の変更を反映した配偶者の新しい出生証明書

(iii) 配偶者の性別及び性識別の変更を反映した政府発行の身分証明書

(iv) 婚姻の許可証及び証明書における新婦、新郎又はいずれの欄へもチェックを未記入という申立人の指定への変更の請求が、当該者の性自認に合致させるためのものであること及び不正な目的のためになされたものではないことを偽証罪の罰則の下で証明する宣誓供述書

(C) 新しい婚姻の許可証及び証明書を請求していない配偶者からの、婚姻の許可証及び証明書の変更を要求する公証書簡

(D) 該当する場合には裁判所が命令する氏名変更の認証謄本（該当する場合には認証英訳を含む。）

(E) 第 103725 条の規定に定める手数料

(2) 新しい婚姻の許可証及び証明書を請求していない配偶者からの公証書簡は、実質的に次の文言が含まれている場合に受理される。「私（当該配偶者の正式な氏名）は、私の配偶者の法律に従う性別及び氏名を反映した、私のための新しい婚姻の許可証及び証明書の発行を要求します。」

(3) 新しい婚姻の許可証及び証明書は、婚姻の許可証及び証明書における新婦、新郎又はいずれの欄へもチェックを未記入という指定への変更及び該当する場合には当該配偶者が法律に従い取得した氏名変更を反映する。

(4) この条の規定の目的上、裁判所が命令する性別又は氏名の変更には、この州、他州、コロンビア特別区、米国の領土の裁判所又は外国の裁判所の命令により行われた性別又は氏名の変更を含む。

第 103430 条 [申立人による宣誓供述書]

(a) 申立人の女性、男性又はノンバイナリーとしての性別及び性識別の変更を承認し、これらの変更を反映した新しい公的文書の発行を指示する裁判所命令を求める申立書には、当該申立人による宣誓供述書⁽²³⁾及び該当する場合には当該申立人の氏名を変更する裁判所命令の認証謄本を添付する。当該申立人による宣誓供述書は、実質的に次の文言を含む場合には、性別変更の確定証拠として認められる。「私（当該申立人の正式な氏名）は、（女性、男性又はノンバイナリー）への性別変更の請求が、私の法律に従う性別を私の性自認に合致させるためであること及び不正な目的のためになされたものではないことを偽証罪の罰則の下でここに証明します。」

(23) affidavit. 事実に関する任意になされた供述で、書面化され、宣誓により真実であることが担保されたもの。田中ほか編 前掲注(5), p.33. 同州では、当初、女性又は男性への性別変更の申立てにおいては、性別変更手術を受けたことを証明する医師の宣誓供述書の提出が求められていた。これが、2011年の法律により、臨床的に適切な治療（clinically appropriate treatment）を受けたことを証明する医師の宣誓供述書の提出でよいとされ、さらに、2017年の法律により、女性、男性又はノンバイナリーへの性別変更の申立てにおいては、申立人による宣誓供述書の提出でよいとされた。

(b)

- (1) 性別を変更する者が18歳未満である場合には、申立書には、(A) 当該未成年者の両親、当該未成年者の後見人⁽²⁴⁾若しくはc項の規定により指定される者の1人以上又は(B) 両親共に死亡しており、かつ、当該未成年者の後見人がいない場合には、当該未成年者の近親者⁽²⁵⁾又は友人のいずれかが署名する⁽²⁶⁾。a項の規定に基づく宣誓供述書には、当該未成年者が署名することができる。
- (2) 性別を変更する者が、第103425条c項の規定に基づき、新しい婚姻の許可証及び証明書又は秘密の婚姻の許可証及び証明書の発行を申立書において請求する場合であって、当該申立書を許可することにより変更される婚姻の許可証及び証明書若しくは秘密の婚姻の許可証及び証明書を共有する配偶者が存命で署名する能力があるときは、当該申立書は、当該配偶者により署名され、又は婚姻の許可証及び証明書若しくは秘密の婚姻の許可証及び証明書を共有する当該配偶者により署名されず、当該配偶者が存命で申立書に署名する能力があるときは、f項の規定に従い、署名しない当該配偶者に通知が行われなければならない⁽²⁷⁾。
- (3) 性別を変更する者が、第103425条d項の規定に基づき、成人した子の新しい出生証明書の発行を申立書において請求する場合であって、当該子が18歳以上であるときは、当該申立書を許可することによってその出生証明書が変更されることになる当該子により申立書は署名される。当該の成人した子の署名を含まない第103425条d項の規定に従う当該の成人した子の新しい出生証明書を請求する申立書は、当該子が存命で署名する能力がある場合には、当該子の新しい出生証明書については許可されない。
- (4) 性別を変更する者が、第103425条d項の規定に基づき、未成年の子の新しい出生証明書の発行を申立書において請求する場合であって、当該子が18歳未満であるときは、申立書に申立人の子の署名を含める必要はない。
- (c) 少年裁判所若しくは検認裁判所⁽²⁸⁾が選任した後見人により、福祉施設法第326.5条⁽²⁹⁾の規定に基づき採択された規則に従い訴訟後見人として裁判所が指名した〔児童〕扶養弁護士⁽³⁰⁾により、又は福祉施設法第601条⁽³¹⁾若しくは第602条⁽³²⁾の規定に記載された者であ

(24) 州議会の下院報告書は、両親が死亡している場合又は未成年者がトランスジェンダー嫌い (transphobic) の両親から逃れざるを得ない場合においてのみ、後見人が性別変更・氏名変更の申立書に署名を許されると説明する。“AB223, Chapter 221 of 2023 Statutes. 09/06/23- Assembly Floor Analysis,” Sep. 6, 2023, p.3. California Legislative Information website <https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billAnalysisClient.xhtml?bill_id=202320240AB223#>

(25) 保健安全法には定義規定は存在せず、性別変更等の書式にも、「近親者 (Near relative)」とされ、申請者が、近親者とは誰を指すのか示す必要がある。“Petition for Recognition of Minor’s Change of Gender and Sex Identifier and for Issuance of New Birth Certificate and Change of Name.” Judicial Branch of California website <<https://courts.ca.gov/sites/default/files/courts/default/2024-11/nc500.pdf>>

(26) この号は、未成年者のみに求められる手続を定める規定で、2017年の法律によりc項に新設されたが、2021年の法律により、現在の場所に移された。

(27) この項の第2号から第4号までは、2021年の法律により追加された。

(28) probate court. 遺言の検認、遺産管理などを管轄する裁判所。田中ほか編 前掲注(5), p.668.

(29) 児童の遺棄 (ネグレクト) に関する訴訟等が提起された場合に、弁護士又は裁判所が指名する弁護士を選任する裁判所規則を策定することを定める規定。

(30) dependency attorney. 〔児童〕扶養弁護士とは、児童保護サービス機関により家庭から引き離された子の両親や後見人を代理する弁護士であり、裁判所で親や後見人の代理人として働き、子が家庭に早期に戻ることができるようにすることを任務とする。Branka Vuleta, “Juvenile Dependency Attorney: What They Do and Why They Matter,” November 1, 2022. Legal Jobs website <<https://legaljobs.io/blog/juvenile-dependency-attorney>>

ると申し立てられ、若しくは裁定された未成年者の代理人により署名された未成年者の性別変更の承認の申立書は、未成年者を管轄する裁判所において審理される。未成年者ではない被扶養者の性別変更の承認を求める全ての申立書は、少年裁判所で審理されることができる。

(d)

- (1) 申立書に後見人が署名する場合には、当該申立書には、後見に関する関連情報、子が成年に達するまで当該後見人の下で監護される可能性が高いこと及び当該子が両親の監護下に戻される可能性が低いことを示唆する情報を明記する。
- (2) この [d] 項の規定に従った申立書を許可する前に、裁判所は、まず、被後見人が成年に達するまで当該後見人の下で監護される可能性が高いこと及び当該被後見人が両親の監護下に戻される可能性が低いことを認定する。

(e)

- (1) 未成年者の性別の変更の承認を求める申立書に、存命の両親の署名が含まれていない場合には、当該申立書を受領して直ちに、裁判所は、これに関して、未成年者の性別及び性識別の女性、男性又はノンバイナリーへの変更を承認する裁判所命令を求める申立書が許可されるべきではない理由の提示を、当該申立書に署名しなかった親又は両親に対して指示する命令を発出し、[当該理由の提示は] 当該命令の発出から6週間以内に、異議の理由を含む異議申立書の提出により行われ、並びに性別の承認に反対する十分な理由を示す異議が適時に提出されない場合には、当該裁判所は、性別及び性識別の承認を許可する命令を審理なしに発出すると [当該命令に] 記載する。
- (2) c項の規定により指定される者から未成年者の性別の変更の承認を求める申立書が提出され、かつ、両親が死亡しているか、又は所在が不明である場合には、申立書を受領して直ちに、裁判所は、これに関して、未成年者の性別及び性識別の女性、男性又はノンバイナリーへの変更を承認する裁判所命令を求める申立書が許可されるべきではない理由の提示を、存命の祖父母に対して指示する命令を発出し、[当該理由の提示は] 当該命令の作成から6週間以内に、異議の理由を含む異議申立書の提出により行われ、並びに性別の承認に反対する十分な理由を示す異議が適時に提出されない場合には、当該裁判所は、性別及び性識別の承認を許可する命令を審理なしに発出すると [当該命令に] 記載する。
- (3) この条の規定に基づく申立書にb項第2号の規定により求められる署名が含まれていない場合には、当該申立書を受領して直ちに、裁判所は、これに関して、当該申立書の提出、申立人の婚姻の許可証及び証明書又は秘密の婚姻の許可証及び証明書に対して行われようとする変更並びに申立書を提出した者の氏名を記載した命令を発出する。当該命令は、当該命令の発出から6週間以内に、請求された変更が不正である理由を含む異議申立書を提出することにより、当該の婚姻の許可証及び証明書又は秘密の婚姻の許可証及び証明書について請求された変更に対する異議を知らせるように婚姻の許可証及び証明書又は秘密の婚姻の許可証及び証明書に記載される申立人の配偶者に対して指示し、並びに当該の婚姻の許可証及び証明書又は秘密の婚姻の許可証及び証明書の変更に対する十分な理由を

(31) 12歳から17歳までの者が、両親、後見人等により制御できず、不登校を繰り返す場合に、少年裁判所が当該者を被後見人として管轄することを定める規定。

(32) 12歳から17歳までの者が、両親、後見人等により制御できず、殺人、暴行等の犯罪を行う場合に、少年裁判所が当該者を被後見人として管轄することを定める規定。

示す異議が適時に提出されない場合には、当該裁判所は、性別及び性識別の承認を許可する命令を審理なしに発出すると〔当該命令に〕記載する。

- (f) 裁判所が e 項の規定に従い理由提示命令を発出する場合には、申立書及び当該理由提示命令は、裁判所が当該命令を発出した日から 4 週間以内に、民事訴訟法第 413.10 条⁽³³⁾、第 414.10 条⁽³⁴⁾、第 415.10 条⁽³⁵⁾ 又は第 415.40 条⁽³⁶⁾ の規定に従い、当該申立書に署名しなかった、〔送達を〕義務付けられる 1 人の者又は複数の者に送達される。民事訴訟法第 415.10 条又は第 415.40 条の規定に従い送達を合理的に行うことができない場合には、当該裁判所は、当該申立書に署名しなかった者を実際の通知を行うものと合理的に推定されると判断する方法で送達を行うように命じることができる。
- (g) この条の規定に基づき当事者への送達が義務付けられない場合には、裁判所は、申立書の提出から 6 週間以内に異議申立書が適時に提出されなければ、審理なしに申立書を許可する。
- (h) 裁判所は、十分な理由を示す異議が適時に提出されない限り、審理なしに申立書を許可する。十分な理由を示す異議が適時に提出された場合には、当該裁判所は、当該裁判所が指定する期日に審理を設定することができる。申立人の実際の性自認又は出生時に割り当てられた性別に対する懸念のみに基づく異議は、十分な理由とされてはならない。
- (1) 未成年の子の出生証明書の変更に反対する親以外の者から、十分な理由を示す異議が適時に提出された場合には、裁判所は、審理において、申立人及び申立書に関連する事実について知識を有するその他の者を宣誓させて尋問することができる。当該審理の終了の時に、当該裁判所が、申立書が不正な目的で提出されたものではないと判断した場合には、当該申立書を許可する。
- (2) 未成年の子の出生証明書の変更に反対する親から適時に異議が提出された場合には、裁判所は、当該事項について審理を行った後に、性別及び性識別の変更が当該未成年者の最善の利益⁽³⁷⁾ でないと認定したときは、申立書を却下することができる。当該審理において、当該裁判所は、当該未成年者及び申立書に関連する事実について知識を有するその他の者を宣誓させて尋問することができる。
- (i) この条は、2023 年 1 月 1 日に施行される。

第 103431 条 〔判決後の新しい出生証明書〕（抄）

- (a)
- (1) 第 103430 条の規定に基づく判決に、申立人に対する新しい出生証明書のための命令が含まれ、かつ、当該申立人がこの州の発行する出生証明書を有する場合には、当該の新しい出生証明書〔の発行〕を命令する裁判所の判決の認証謄本を、当該判決の日から 30 日

(33) 別に規定がない限り、召喚状は送達されるとする規定。

(34) 召喚状は、18 歳に達しており、訴訟の当事者ではない者により送達されるとする規定。

(35) 召喚状及び申立書の写しは、交付送達（personal delivery）されるとする規定。交付送達とは、訴訟を開始する召喚状などを名宛人又は受領権限がある者に対して、現実かつ直接に交付して行う送達。郵便などによるのではなく、相手方に直接の交付を要する点で他の送達と区別される。田中ほか編 前掲注 (5), p.637.

(36) 州外の者に対する召喚状及び申立書の写しの交付に関する規定。

(37) best interests of the child. 親の離婚、親の子に対する虐待・遺棄（ネグレクト）、子の非行等を原因として子の監護権についての行政的又は司法的決定がなされる場合等に、最重要な考慮事項として立法、行政、司法を問わず掲げられてきた理想。田中ほか編 前掲注 (5), p.97.

以内に、当該申立人が州登録官に提出する⁽³⁸⁾。これを申請書及び第 103725 条の規定に定める手数料と共に受領して直ちに、当該州登録官は、申立人のために新しい出生証明書を作成する。

- (2) 新しい出生証明書は、裁判所の判決に明記された申立人の性別を反映し、かつ、第 103425 条に規定された裁判所命令に明記された氏名変更を反映する。当該の新しい出生証明書が当該申立人の元の出生証明書ではないことは、当該の新しい出生証明書に言及されてはならず、かつ、その様式により一切示唆されてはならない。

(b)

(1)

(A) 第 103430 条の規定に基づく判決に、新しい婚姻の許可証及び証明書のための命令が含まれ、かつ、元の婚姻の許可証及び証明書がこの州内で秘密に発行されたものである場合には、当該の新しい秘密の婚姻の許可証及び証明書 [の発行] を命令する裁判所の判決の認証謄本は、当該判決の日から 30 日以内に、申請書及び郡書記官が発行する他の秘密の婚姻の許可証及び証明書の手数料を超えず、かつ、秘密の婚姻の許可証及び証明書を提出するための合理的な費用を超えない郡書記官が定める手数料と共に、当該の秘密の婚姻の許可証及び証明書が発行された郡の郡書記官に申立人が提出する⁽³⁹⁾。当該判決の謄本、当該申請書及び当該手数料を受領して直ちに、郡書記官は、当該申立人のために秘密の婚姻の許可証及び証明書を発行する。

(B) 第 103430 条の規定に基づく判決に、新しい婚姻の許可証及び証明書のための命令が含まれ、かつ、元の婚姻の許可証及び証明書がこの州内で秘密ではなく発行されたものである場合には、当該の新しい婚姻の許可証及び証明書 [の発行] を命令する裁判所の判決の認証謄本は、当該判決の日から 30 日以内に、申請書及び第 103725 条の規定に定める手数料と共に、州登録官に申立人が提出する。当該判決の謄本、当該申請書及び当該手数料を受領して直ちに、州登録官は、当該申立人のために新しい婚姻の許可証及び証明書を作成する。

- (2) 新しい婚姻の許可証及び証明書又は秘密の婚姻の許可証及び証明書が第 103425 条 c 項の規定に基づき請求された場合には、当該の新しい婚姻の許可証及び証明書又は新しい秘密の婚姻の許可証及び証明書は、請求に従い新婦、新郎又はいずれの欄へもチェックを未記入とする指定への変更を反映し、第 103425 条に規定する裁判所命令に明記された氏名変更を反映する。… (中略) …第 103235 条⁽⁴⁰⁾ 及び第 103255 条⁽⁴¹⁾ の規定にかかわらず、当該の新しい婚姻の許可証及び証明書又は秘密の婚姻の許可証及び証明書が元の婚姻の許可証及び証明書又は秘密の婚姻の許可証及び証明書でないことは、新しい婚姻の許可証及び証明書又は新しい秘密の婚姻の許可証及び証明書に言及されてはならず、かつ、その様式により一切示唆されてはならない。

(38) 2017 年の法律により定められた当初は、103430 条 c 項、d 項に置かれていた。2021 年の法律で、この条の a 項に移された。

(39) この条の b 項、c 項は、2021 年の法律により新設された。

(40) 訂正が、州登録官に送付されていない婚姻許可証に関係する場合には、地方政府（郡、市等）の登録官がこれをファイルできるか否かを審査し、できると判断した場合には、訂正の事実と日付を当該婚姻許可証に記載すべきことを定める規定。

(41) 訂正は、元の出生証明書、婚姻許可証等と共にファイルされ、記録の一部とする規定。

(c)

- (1) 第 103430 条の規定に基づく判決に、申立人の子に対する新しい出生証明書のための命令が含まれ、かつ、当該の申立人の子がこの州の発行する出生証明書を有する場合には、当該の新しい出生証明書〔の発行〕を命令する裁判所の判決の認証謄本を、当該判決の日から 30 日以内に、当該申立人が州登録官に提出する。これを申請書及び第 103725 条の規定に定める手数料と共に受領して直ちに、当該州登録官は、当該の申立人の子のために新しい出生証明書を作成する。
- (2) 第 103425 条 d 項の規定に基づき新しい出生証明書が請求された場合には、申立人の子の当該の新しい出生証明書には、裁判所命令に明記され、かつ、第 103425 条の規定に定めるとおり、当該申立人の母、父又は親という指定への変更及び該当する場合には当該申立人の氏名変更が反映される。当該の新しい出生証明書が当該の申立人の子の元の出生証明書ではないことは、当該の新しい出生証明書に言及されてはならず、かつ、その様式により一切示唆されてはならない。

第 103435 条 [氏名、性別及び性識別を変更するための単一の申立書]

- (a) 別々の手続に代えて、申立人の氏名を変更し、かつ、当該申立人の性別及び性識別への変更を承認し、請求があれば、新しい出生証明書、婚姻の許可証及び証明書、秘密の婚姻の許可証及び証明書又は当該申立人の子の出生証明書の発行を命令するために、第一審裁判所に単一の申立書を提出することができる。当該の単一の申立書に関して、裁判所は次の両方の規定に従う。
 - (1) 民事訴訟法第 3 部第 8 節（第 1275 条以下）の規定に定められる手続。ただし、理由提示命令には、性別及び性識別の変更の承認を求める申立書は含まれない。
 - (2) 新しい婚姻の許可証及び証明書、秘密の婚姻の許可証及び証明書又は当該の申立人の子の新しい出生証明書の請求がある場合には、第 103430 条の規定に定める手続
- (b)
 - (1) この条の規定に基づき発出された裁判所の判決の認証謄本は、30 日以内に申立人が州務長官⁽⁴²⁾に提出する。
 - (2) この条の規定に基づき発出された裁判所の判決の認証謄本は、次の条件のいずれかに該当する場合には、30 日以内に申立人が州登録官に提出する。
 - (A) 当該判決に新しい出生証明書のための命令が含まれ、かつ、当該申立人がこの州により発行された出生証明書を有すること。
 - (B) 当該判決に新しい婚姻の許可証及び証明書のための命令が含まれ、かつ、元の婚姻の許可証及び証明書がこの州内で発行されたこと。
 - (C) 当該判決に申立人の子の新しい出生証明書のための命令が含まれ、かつ、当該の申立人の子がこの州により発行された出生証明書を有すること。
 - (3) この条の規定に基づき発出された判決に、新しい婚姻の許可証及び証明書のための命令が含まれており、かつ、元の婚姻の許可証及び証明書がこの州内で秘密に発行されたものである場合には、裁判所の判決の認証謄本は、30 日以内に、申立人が当該の秘密の婚

(42) Secretary of State. 州で選挙の管理、公文書の保管、法人・会社の登記などを含む、様々な事務の処理に当たる省の長官。田中ほか編 前掲注 (5), p.758.

姻の許可証及び証明書が発行された郡の郡書記官に提出する。

(c) 申請書及び第 103725 条の規定に定める手数料と共に、この条の規定に基づき発出された裁判所の判決の認証謄本を受領して直ちに、州登録官は、この [第 7] 目の規定に定める新しい出生証明書又は婚姻の許可証及び証明書を作成する。

(d) 申請書並びに郡書記官が発行する他の秘密の婚姻の許可証及び証明書の手数料を超えず、かつ、秘密の婚姻の許可証及び証明書を提供するための合理的な費用を超えない郡書記官が定める手数料と共に、この条の規定に基づき発出された裁判所の判決の認証謄本を受領して直ちに、郡書記官は、この [第 7] 目の規定に定める新しい秘密の婚姻の許可証及び証明書を発行する。

第 103437 条 [性別又は性識別の変更手続における訴訟記録の非公開]

第 103430 条の規定に従い性別及び性識別の変更を求める者又は第 103435 条の規定に従い申立人の氏名変更並びに当該申立人の性別及び性識別の変更の承認のための単一の申立書を提出する者が 18 歳未満である場合には、当該申立書及び手続に関連する書類は、裁判所によって非公開とされる⁽⁴³⁾。裁判所は、訴訟登録簿⁽⁴⁴⁾を含む手続における訴訟記録へのアクセスを、当該未成年者、当該申立書に署名した成人、当該未成年者の両親又は後見人若しくは訴訟代理人、当該申立書に関連する理由提示命令の対象となる者及びこれらの者を代理する弁護人に制限する。

第 103440 条 [新しく作成された証明書及び許可証] (抄)

(a) この [第 7] 目の規定に従い作成された新しい出生証明書、婚姻の許可証及び証明書、又は秘密の婚姻の許可証及び証明書は、登録者のために以前に登録された出生証明書、婚姻の許可証及び証明書又は秘密の婚姻の許可証及び証明書に代置される⁽⁴⁵⁾。当該の新しい出生証明書又は新しい婚姻の許可証及び証明書は、一般の閲覧に供される唯一の出生証明書又は婚姻の許可証及び証明書とされる。(以下略)

(b) ~ (c) (略)

第 103443 条 [新しく作成された証明書の認証謄本の料金]

(a) 州登録官は、この [第 7] 目の規定に基づき新しく作成された出生証明書の認証謄本を、追加料金なしで登録者に送付する。

(b) 郡書記官は、この [第 7] 目の規定に基づき新しく作成された秘密婚姻証明書の謄本を、追加料金なしで登録者に送付する。

第 103445 条 [この目の施行日]

当該 [第 7] 目は、2023 年 1 月 1 日に施行される。

(なかがわ かおり)

(43) この条は、2023 年の法律により追加された。

(44) register of actions. 訴訟手続ごとに提出された書類を特定できるようにした登録簿であり、オンラインで訴訟記録を閲覧する場合の手掛かりとして作成されるようになった。“Register of actions.” San Diego Superior Court website <<https://odyroa.sdcourt.ca.gov/>>

(45) この条は、2021 年の法律により新設された。

カリフォルニア州民事訴訟法（抄）

Code of Civil Procedure in California

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 中川 かおり訳

【目次】

第3部 民事関連の特別手続

第8節 氏名変更

第1275条 [管轄]

第1276条 [氏名変更の申請；申立書の内容]

第1277条 [理由提示命令；公告又は掲示；同意しない親に対する通知；住所秘匿プログラム]（抄）

第1277.5条 [性自認に合致させる氏名]

第1278条 [異議、審理、命令]（抄）

第1278.5条 [未成年者の氏名変更の申立書の却下]

第1279条 [削除]

第1279.5条 [コモンロー上の権利；例外]（抄）

第1279.6条 [出生名又は旧名を使用する女性との取引の拒否]（略）

第3部 民事関連の特別手続

第8節 氏名変更

第1275条 [管轄]

氏名変更の申請は、第一審裁判所⁽¹⁾が決定しなければならない。

第1276条 [氏名変更の申請；申立書の内容]

(a)

(1) e項又はg項に指定する場合を除き、氏名変更の申請は全て、当該の氏名変更をしようとする者が居住する郡の第一審裁判所に、(A) 当該者又は当該者が18歳未満である場合には、その両親、その後見人若しくはe項に指定される者の1人若しくは当該者の両親が死亡しており、かつ、後見人がいない場合には、当該者の近親者⁽²⁾若しくは友人が署名

* インターネット情報の最終アクセス日は、2025年8月13日である。この翻訳は、カリフォルニア州立法情報ウェブサイトに掲載された民事訴訟法の規定 <https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayText.xhtml?lawCode=CCP&division=&title=8.&part=3.&chapter=&article=>を原文とし、有料データベースのLEXIS+を適宜参照した。訳文中の [] 内の語句は筆者による補記である。なお、次の呼称の法律は、その括弧内の同州法を指す。2017年の法律（SB179, Chapter 853 of 2017 Statutes）、2018年の法律（AB3250, Chapter 776 of 2018 Statutes）、2021年の法律（AB218, Chapter 577 of 2021 Statutes）。

(1) 刑事事件及び民事事件の事実審を担当する一般的裁判権を有する裁判所で、州内58の各郡に1か所ずつ設置されている。“Superior Courts.” California Courts website <<https://www.courts.ca.gov/superiorcourts.htm>>

(2) 保健安全法には定義規定は存在せず、氏名変更等の書式にも、「近親者（Near relative）」とされ、申請者が、近親者とは誰を指すのか示す必要がある。“Gender Change & Issuance of a New Birth Certificate for an Adult.” Superior Court of California, County of Orange website <<https://www.occourts.org/system/files?file=selfhelp/shc-nc-06.pdf>>

した申立書により、又は (B) 家族法第 7638 条⁽³⁾の規定に従って行われる。

- (2) 当該申立書又は訴答書面⁽⁴⁾には、当該者の出生地及び居住地、現在の氏名、変更後の氏名並びに氏名変更の理由を明記する。
- (b) 申立書の提出によって開始される氏名変更の手続において、当該の氏名変更をしようとする者が 18 歳未満である場合であって、当該申立書に当該者のいずれの親も署名していないときは、当該の氏名変更をしようとする者が知る限りにおいて、存命のときは当該者の両親及びその居住地を、又はいずれの親も存命でないときは当該者の近親者及びその居住地を挙げる。
- (c) 申立書の提出によって開始される氏名変更の手続において、当該の氏名変更をしようとする者が 18 歳未満である場合であって、当該申立書が一方の親のみによって署名されているときは、当該申立書には、存命のときは他方の親の住所を知る限りにおいて明記する。当該申立書に後見人が署名する場合には、当該申立書には、知る限りにおいて、存命のときは親若しくは両親の「氏名及び住所を」又は氏名変更をしようとする者の両親の住所が不明である場合若しくは両親共に死亡している場合には、祖父母の氏名及び住所を明記する。
- (d) 申立書の提出によって開始される氏名変更の手続において、当該の氏名変更をしようとする者が 12 歳以上であり、当該者の親又は両親が親としての資格を養子縁組あっせん機関のために放棄し、かつ、いまだ法律上養子縁組されていない場合には、当該申立書には、当該者及び親としての資格を放棄する対象とされた養子縁組あっせん機関が署名する。当該の氏名変更をしようとする者が知らなければ、当該者の近親者及びその住所は、当該申立書に含まれてはならない。
- (e) 少年裁判所若しくは検認裁判所⁽⁵⁾が選任した後見人により、福祉施設法第 326.5 条⁽⁶⁾の規定に基づき採択された規則に従って訴訟後見人として裁判所が指名した「児童」扶養弁護士⁽⁷⁾により、又は福祉施設法第 601 条⁽⁸⁾若しくは第 602 条⁽⁹⁾の規定に記載された者であると申し立てられ、若しくは裁定された未成年者の代理人により提出された未成年者の氏名変更の全ての申立書は、当該未成年者を管轄する裁判所において審理される。未成年者以外の被扶養者についての氏名変更の全ての申立書は、少年裁判所で審理されることができる。
- (f) 当該申立書に後見人が署名する場合には、当該申立書には、後見に関する関連情報、子が

(3) 統一家族関係法による判決により確定された親子関係に基づき、民事訴訟法に従って氏名変更の申立てが行われた場合には、後者の法律の規定に従い申立てが処理されることを定める規定。ただし、統一家族関係法による申請に氏名変更の変更が含まれる場合等を除く。

(4) pleading. 民事訴訟において正式事実審理に先立ち争点を明確にするために当事者間で交換される書面をいう。田中英夫ほか編『英米法辞典』東京大学出版会, 1991, p.643.

(5) probate court. 遺言の検認、遺産管理などを管轄する裁判所。同上, p.668.

(6) 児童の遺棄（ネグレクト）に関する訴訟等が提起された場合に、弁護士又は裁判所が指名する弁護士を選任する裁判所規則を策定することを定める規定。

(7) dependency attorney. 「児童」扶養弁護士とは、児童保護サービス機関により家庭から引き離された子の両親や後見人を代理する弁護士であり、裁判所で親や後見人の代理人として働き、子が家庭に早期に戻ることができるようにすることを任務とする。Branka Vuleta, “Juvenile Dependency Attorney: What They Do and Why They Matter,” November 1, 2022. Legal Jobs website <<https://legaljobs.io/blog/juvenile-dependency-attorney>>

(8) 12 歳から 17 歳までの者が、両親、後見人等により制御できず、不登校を繰り返す場合に、少年裁判所が当該者を被後見人として管轄することを定める規定。

(9) 12 歳から 17 歳までの者が、両親、後見人等により制御できず、殺人、暴行等の犯罪を行う場合に、少年裁判所が当該者を被後見人として管轄することを定める規定。

成年に達するまで当該後見人の下で監護される可能性が高いこと及び子が両親の監護下に戻される可能性が低いことを示唆する情報を明記する。

(g)

(1) 2023年1月1日以降、氏名を変更しようとする者がカリフォルニア州内に居住していない場合であっても、次の書類の1点以上に記載された氏名を変更しようとするときは、当該者のために第一審裁判所に氏名変更を申請することができる⁽¹⁰⁾。

(A) 氏名変更をしようとする者に対して、この州内で発行された出生証明書⁽¹¹⁾

(B) 氏名変更をしようとする者の監護下にある子に対して、この州内で発行された出生証明書

(C) 氏名変更をしようとする者に対して、この州内で発行された婚姻の許可証⁽¹²⁾及び証明書⁽¹³⁾又は秘密の婚姻の許可証⁽¹⁴⁾及び証明書⁽¹⁵⁾

(2) この [g] 項においては、第1号の(A)若しくは(B)の規定に基づく出生が生じた郡又は第1号の(C)の規定に基づく婚姻が行われた郡の第一審裁判所が、手続の適切な裁判地となる。氏名変更は、カリフォルニア州法の規定に従って裁定される。

第1277条 [理由提示命令；公告又は掲示；同意しない親に対する通知；住所秘匿プログラム] (抄)

(a)

(1) b項、c項、d項及びf項又は第1277.5条に規定する場合を除き、氏名変更の手続が申立書の提出により開始された場合には、裁判所は、当該申立書の提出、提出した者の氏名及び変更後の氏名を記載した命令を直ちに発出する。当該命令は、当該裁判所が別の期日

(10) この項は、2021年の法律により追加された。

(11) 出生の事実を証明する公的文書で、出生者の氏名、性別、出生日、出生した病院名とその住所、出生者の父母の氏名、当該父母と出生者との続柄等が記載される。“Form VS rev.1/16,” Effective June 18, 2022. California Department of Public Health website <<https://www.cdph.ca.gov/CDPH%20Document%20Library/ControlledForms/VS108Sample.pdf>>

(12) 婚姻障害事由がなく、挙式を許可する旨の、州当局が挙式前に発行する書面。尾島明「英米法研究（第71回）同性婚を認めない州法の規定と合衆国憲法—合衆国最高裁2015年6月26日判決—Obergefell v. Hodges, 576 U.S. __, 135 S. Ct. 2584 (2015)—」『法律のひろば』69巻3号, 2016.3, p.55. 挙式において、これから婚姻する2名、挙式の主催者1名に、証人1名又は2名が立ち会い、これらの全ての者が婚姻許可証に署名する。手数料を支払ういかなる者も、婚姻許可証の認証謄本（certified copy）を取得することができる。“What is the difference between a confidential and a public marriage license?” Office of Mark Church, Accessor-County Clerk-Recorder & Chief Elections Officer website <<https://smcacre.gov/county-clerk-recorder/what-difference-between-confidential-and-public-marriage-license>> 認証謄本とは、公的性質を有する文書、登録簿等を保管している機関によって、それが原本の真正な謄本である旨の確証がなされ、かつ、その署名がある謄本をいう。田中ほか編 前掲注(4), p.133.

(13) 挙式における婚姻許可証への署名（前掲注(12)参照）を受け、州当局が挙式後に発行する証明書。婚姻証明書の認証謄本も、婚姻許可証と同様に、いかなる者も取得することができる。*ibid.*

(14) 婚姻障害事由がなく、挙式を許可する旨の郡当局が挙式前に発行する書面で、これから婚姻する2名（18歳以上）が申請時に、配偶者として同居しており、かつ、そのことを証明する宣誓供述書がある場合に発行される。挙式的主催者が必要事項を記載した秘密婚姻許可証を郡当局に送付する。秘密婚姻許可証の認証謄本の取得は、手数料を支払い、身分証明書を提示する当事者に限られること等から、プライバシーが保たれやすいとされており、芸能人、政治家等により用いられることが多いとされる。“Vital Records: Types of Marriage Licenses.” California Department of Public Health website <<https://www.cdph.ca.gov/Programs/CHSI/Pages/Types-of-Marriage-Licenses-.aspx>>

(15) 挙式主催者からの秘密婚姻許可証の送付（前掲注(14)参照）を受けて、郡当局が挙式後に発行する証明書。秘密婚姻証明書の認証謄本の取得も、秘密婚姻許可証と同様に当事者に限られる。“What is the difference between a confidential and a public marriage license?” *op.cit.*(12)

を命じない限り、当該事項に関心を有する全ての者に対し、当該命令を発出した時から6週間で降12週間以内とされる、指定された期日及び場所において当該裁判所に出頭し、当該の氏名変更の申請が許可されるべきでない理由を提示するように指示する。当該命令は、当該事項に関心を有する全ての者に対し、当該事項が審理を予定される [日の] 2日前までに異議の理由を提示する異議申立書を当該裁判所に提出し、かつ、当該の氏名変更の申立書が許可されるべきでない理由を提示するための審理において当該裁判所に出頭することにより、当該の氏名変更の申立書の許可に対して異議があることを知らせるよう指示する。当該異議申立書が適時に提出されない場合には、当該裁判所は審理なしに申立書を許可することができることを当該命令に記載する。

(2)

(A) 理由提示命令⁽¹⁶⁾の写しは、政府法第6064条⁽¹⁷⁾の規定に従い、郡で発行された命令において指定される一般的な発行部数を有する新聞紙⁽¹⁸⁾に公告される。郡内で一般的な発行部数を有する新聞紙が発行されていない場合には、当該理由提示命令の写しは、裁判所の書記官により、当該裁判所が所在する郡内の最も公開された3か所において、同様の期間掲示される。当該の公告又は掲示については、申請の審理の時に、[申請者が] 当該裁判所により十分とされる証明を行う。

(B)

(i) 2023年1月1日以降、第1276条g項の規定に従い、氏名変更をしようとする者が、申立書が提出された郡に居住していない場合には、理由提示命令の写しは、政府法第6064条の規定に従い、当該者が居住する郡で発行される一般的な発行部数を有する新聞紙に公告される⁽¹⁹⁾。当該者の居住する郡内で一般的な発行部数を有する新聞紙が発行されていない場合には、当該理由提示命令の写しは、当該者の居住する郡の裁判所の書記官により、又は同様の立場にある地方職員により、当該者の居住する郡における最も公開された3か所において、同様の期間掲示される。氏名変更を求める者の居住地に郡がない場合には、当該者の居住する地方下部組織又は地域⁽²⁰⁾において、この[第2]号に規定する要件に従って公告される。当該の公告又は掲示については、申請の審理の時に、[申請者が] 当該裁判所により十分とされる証明を行う。

(ii) 当該者が、(i)の規定に従い理由提示命令の写しを公告又は掲示できない場合には、当該命令の写しの公告若しくは掲示のための相当の取組についての十分な証拠が、裁判所により十分とされるまで提出された後に、当該裁判所は、当該の公告若しくは掲示の代替手段を許容することができ、又は当該要件を免除することができる。

(16) a項第1号の規定に基づき、①氏名変更の申立書が提出されたこと、②提出した者の氏名、③変更後の氏名の3点を掲載し、異議の理由の提示を求める命令をいう。

(17) 一般公衆に知らせるべき事項がある場合に、公告 (publication) の方法 (週1回4週連続で掲載しなければならない等) を定める規定。

(18) 法的通知欄 (legal notices section) を掲載する認定を受けた新聞紙の同欄に掲載される。Lisa Sedano and Emily Doskow, *How to Change Your Name in California*, Fourteenth edition, Berkley, California: NOLO, 2014, p.71. これにより、氏名変更の申立ては公開されるが、異議が提出されることはまれであるとされる。 *ibid.*, p.69.

(19) a項第2号(B)の規定は、2021年の法律により追加された。

(20) 郡の下部組織である自治体法人 (市等) 又は当該法人が設立されていない地域を指す。自治体国際化協会ニューヨーク事務所『アメリカの州・地方政府の概要』2016.5, p.13. <https://www.jlgc.org/cms/wp-content/uploads/Summary_of_US_government.pdf>

- (3) 4回の週刊刊行物の公告をもって、理由提示命令の十分な公告とする。当該命令が日刊紙に掲載される場合には、1週間に1回かつ4週間続けて公告されれば十分とされる。
- (4) 未成年者のために一方の親から申立書が提出され、存命のときに他方の親が同意していない場合には、申立人は、審理の30日前までに、第413.10条⁽²¹⁾、第414.10条⁽²²⁾、第415.10条⁽²³⁾又は第415.40条⁽²⁴⁾の規定に従い、審理の期日及び場所の通知又は理由提示命令の写しを当該他方の親に送達させる。第415.10条又は第415.40条の規定に従い当該審理の通知を合理的に行うことができない場合には、当該の同意していない親に実際の通知を行うものと合理的に推定されると裁判所が判断する方法で通知が行われるように当該裁判所は命ずることができる。この場合において、公告による通知が、当該の同意していない親に実際の通知を行うものと合理的に推定されると裁判所が判断した場合には、この[a]項の規定に従った理由提示命令の公告が同意していない親への十分な通知であると裁判所は判断することができる。
- (b) (略)⁽²⁵⁾
- (c) 申立書が、少年裁判所の管轄下にある未成年者又は未成年者以外の被扶養者のために提出される場合には、氏名変更の訴えは、a項の規定に基づく理由提示命令の公告の要件を免除される。
- (d) (略)⁽²⁶⁾
- (e) (略)⁽²⁷⁾
- (f) 後見人が、第1276条の規定に基づき、その未成年の被後見人の氏名変更の申立書を提出する場合には、次のいずれかを行う。
- (1) 当該後見人は、審理の30日前までに、当該未成年者の生存する親に対し、交付送達⁽²⁸⁾により審理の通知を行う。
- (2) 両親の一方若しくは両方が死亡しているか、又は所在が分からない場合には、当該後見人は、審理の30日前までに、第413.10条、第414.10条、第415.10条又は第415.40条の規定に従って、審理の期日及び場所の通知又は理由提示命令の写しを、存命のときは子の祖父母に送達させる。

(21) 別に規定がない限り、召喚状は送達されるとする規定。

(22) 召喚状は、18歳に達しており、訴訟の当事者ではない者により送達されるとする規定。

(23) 召喚状及び申立書の写しは交付送達（後掲注(28)）されるとする規定。

(24) 州外の者に対する召喚状及び申立書の写しの交付に関する規定。

(25) 同州の住所秘匿プログラム（Safe at Home）に参加するドメスティック・バイオレンス、ストーカー、人身取引等の被害者が、公告を経ないで氏名変更する手続等を定める規定。

(26) 州刑法に基づく証人移転支援プログラム（Witness Relocation and Assistance Program. 組織犯罪、人身取引等の証人にとって証言の危険性が高い犯罪の事件において、裁判所で証言をする者、その友人や家族を保護するプログラム。）に参加する証人に、公告を経ないで氏名変更することを認める規定。“California Witness Relocation and Assistance Program.” State of California, Department of Justice website <<https://oag.ca.gov/witness-protection>>

(27) 州の統一親子関係法（家族法第12編第3部（第7600条以下））に基づく氏名変更手続における送達等の方法につき定める規定。

(28) personal service. 訴訟を開始する召喚状などを名宛人又は受領権限がある者に対して、現実かつ直接に交付して行う送達。郵便などによるのではなく、相手方に直接の交付を要する点で他の送達と区別される。田中ほか編前掲注(4), p.637.

第 1277.5 条 [性自認に合致させる氏名]

(a)

(1) 申立人の氏名を当該申立人の性自認に合致させるための氏名変更の手続が申立書の提出によって開始された場合には、裁判所は、当該申立書の提出、提出者の氏名及び変更後の氏名を記載した命令を直ちに発出する⁽²⁹⁾。当該事項に関心を有する全ての者に対し、当該命令は、発出から 6 週間以内に異議の理由を提示する異議申立書を提出することにより氏名変更に対する異議があることを知らせるように指示し、かつ、当該氏名変更に反対する十分な理由を提示する異議申立書が適時に提出されない場合には、当該裁判所は当該氏名変更を許可する命令を審理なしに発出すると記載する。

(2) 性自認に合致させる目的で未成年者の氏名を変更するための、存命の両親の署名を含まない申立書が提出された場合には、申立書及び第 1 号の規定に従い発出された理由提示命令は、裁判所が当該命令を発出した日から 30 日以内に、第 413.10 条、第 414.10 条、第 415.10 条又は第 415.40 条の規定に従い、当該申立書に署名しなかった親に送達される⁽³⁰⁾。第 415.10 条又は第 415.40 条の規定に従い送達を合理的に行うことができない場合には、当該裁判所は、当該申立書に署名しなかった親に実際の通知を行うものと合理的に推定されると判断する方法で送達を行うように命じることができる。

(b) 申立人の氏名を当該申立人の性自認に合致させるための氏名変更の手続は、公告のいかなる要件も免除される。

(c) 異議が適時に提出され、かつ、氏名変更に反対する十分な理由が提示されない限り、手続において審理の期日が設定されてはならない。行われようとする変更が申立人の実際の性自認ではないこと、又は出生時に割り当てられた性別ではないことへの懸念のみに基づく異議は、十分な理由とされてはならない。当該審理において、裁判所は、申立人、異議のある者又は申立書若しくは申請書に関係のある他の者を宣誓させて尋問することができ、かつ、当該裁判所が正当かつ適切であると思料する場合には、氏名を変更する、又は申立書若しくは申請書を却下する命令を発出することができる。

第 1278 条 [異議、審理、命令] (抄)

(a)

(1) c 項及び d 項に規定する場合を除き、氏名変更に反対する十分な理由を裁判所に異議申立書において提示することができる者により異議が提出された場合にのみ、申立書又は申請書は、裁判所が指定する期日に審理される。当該審理において、当該裁判所は、申立人、異議のある者又は申立書若しくは申請書に関係のある他の者を宣誓させて尋問することができ、かつ、当該裁判所が正当かつ適切であると思料する場合には、氏名を変更する、又は申立書若しくは申請書を却下する命令を発出することができる。

(2) 審理の期日の 2 開庁日前までに異議が提出されない場合、裁判所は、氏名変更を許可する命令を審理なしに発出することができる。

(b) (略)⁽³¹⁾

(29) トランスジェンダー等の者の氏名変更の特化したこの条は、2017 年の法律により新設された。

(30) a 項第 2 号は、2018 年の法律により新設された。

(31) 第 1277 条 b 項に定める同州の住所秘匿プログラムに参加する者について、申立書に記載されたドメスティック・バイオレンス等が虚偽であると認定する場合を除き、裁判所は変更後の氏名を公開してはならないとする規定。

(c) (略)⁽³²⁾

(d) 未成年の被後見人を代理して後見人が氏名変更の申立書を提出する場合には、裁判所は、まず、当該被後見人が成年に達するまで当該後見人の監護下に置かれる可能性が高いこと及び当該被後見人が両親の監護下に戻される可能性が高くないことを認定する。これらの認定を行った上で、当該裁判所は申立書を検討し、行われようとする氏名変更が子の最善の利益であると認定する場合に限り、当該申立書を許可することができる。

(e) この条は、2018年9月1日に施行される。

第 1278.5 条 [未成年者の氏名変更の申立書の却下]

未成年者の氏名変更の申立書が提出される、この〔第 8〕節の規定に基づく手続において、存命のときに両親が同意に加わらない場合において、裁判所は、行われようとする氏名変更の一部が子の最善の利益に反すると認定するときは、当該申立書の全部又は一部を却下することができる。

第 1279 条 [削除]

第 1279.5 条 [コモンロー上の権利；例外] (抄)

(a) e 項又は f 項に規定⁽³³⁾する場合を除き、この〔第 8〕節は、ある者がその氏名を変更するコモンロー上の権利を廃止するものではない。

(b)～(g) (略)⁽³⁴⁾

第 1279.6 条 [出生名又は旧名を使用する女性との取引の拒否] (略)

(なかがわ かおり)

(32) 氏名変更の申請が、統一親子関係法の規定に基づく訴訟の一部として行なわれた場合の手続に関する規定。

(33) 性犯罪者として登録が義務付けられている者の氏名変更の手続等に関する規定。

(34) 矯正更生局の管轄下にある者又は郡拘置所 (jail) に収監されている者の氏名変更の手続等、性犯罪者として登録が義務付けられている者の氏名変更の手続等に関する規定。